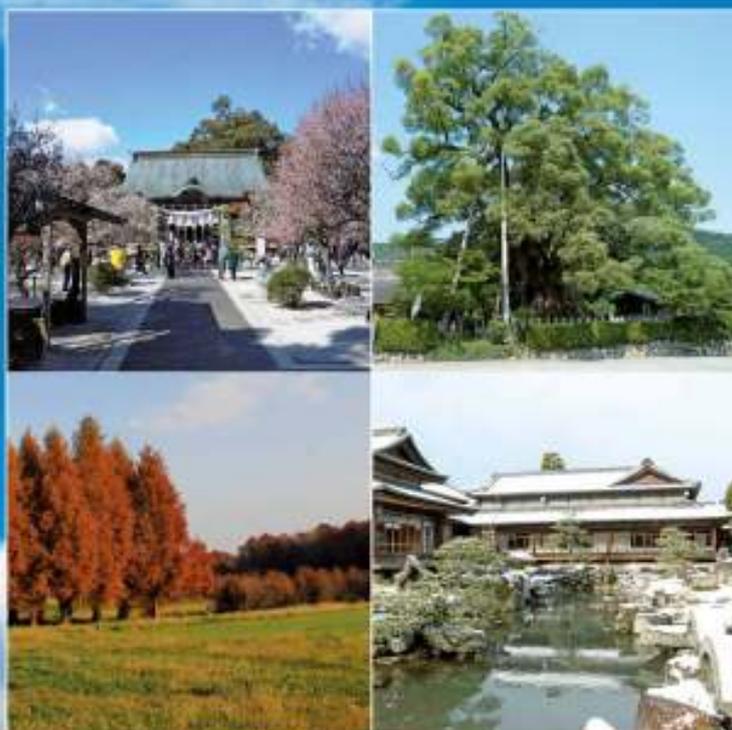


第2次 築上町総合計画



平成 29 年 3 月
福岡県築上町

ごあいさつ

築上町が誕生して10年が経過いたしました。

10年前に98名の審議会委員により策定した第1次築上町総合計画に基づき、「“自然と歴史・文化を育む”一心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり」に向けて、通信インフラの整備をはじめ、様々な施策に取り組み、住民生活の向上に努めてまいりました。



今回の計画は、第1次築上町総合計画の理念を引き継ぎ、さらに住民の皆様の意見を尊重すべく、住民アンケートやワークショップの開催、パブリックコメントを実施するなど、意見を聴く機会を充実させました。計画の策定については、これらの意見を踏まえ、中堅職員で構成された庁内策定委員会プロジェクト委員会を中心に案の作成をおこない、庁内策定委員会本部会そして築上町総合計画審議会により審議を重ね、平成29年3月3日に平成29年度から10年間の計画として答申をいただきました。

国においては人口減少社会を迎え、人口減少の流れを食い止めるべく、「地方創生」をスローガンに東京一極集中から地方への人の流れや若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、様々な施策を展開しています。地方創生における地方への人の流れや人口増加を図るには、地方の特性を生かし、その特性を輝かせた魅力あるまちづくりが求められています。今回策定した本計画の理念を実現すべく、職員と一丸となり計画を遂行してまいります。町民の皆様におかれましても積極的に行政に参画いただき、行政と共に町の発展を支えていただきたくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました築上町総合計画審議会委員の皆様をはじめ、町議会議員各位、住民アンケート調査、住民ワークショップ、パブリックコメントなどを通して貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

新川 久三

目次

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画の背景と目的	3
2 計画の構成と期間	3
3 築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係	4
第2章 町の概要	6
1 地勢・気候	6
2 歴史・沿革	7
3 社会動向と築上町の現状	8
第3章 計画策定のために	11
1 住民アンケート調査結果	11

第2編 基本構想

第1章 町の目指す姿	19
1 築上町の将来像（基本理念）	19
第2章 まちづくりの方向性	20
1 築上町総合計画の方針	20
2 堅持すべき人口	20
3 6つの基本目標	21
4 施策の構成（イメージ）	24

第3編 基本計画

第1章 笑顔あふれるふれあいのまちづくり	28
1 地域自治	28
2 人権の尊重・男女共同参画	30
3 住民参画	32
第2章 やすらぎと安全・安心のまちづくり	34
1 自然環境の保全と共生	34
2 生活環境	36
3 暮らしの安全	38
4 基地対策	40

第3章 みんながいきいきと暮らせるまちづくり.....	42
1 健康づくり	42
2 子育て支援	44
3 社会福祉	46
4 高齢者福祉	48
第4章 ころ豊かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり	50
1 教育.....	50
2 歴史・文化	52
3 生涯学習・スポーツ.....	54
4 青少年の健全育成.....	56
第5章 活力とにぎわいのあるまちづくり	58
1 都市基盤整備	58
2 農林水産業	60
3 商工業.....	62
4 観光.....	64
第6章 健全な行政経営を目指すまち	66
1 自治体運営の健全化.....	66
2 適正な公共施設の活用	68
3 広域連携	70

資料編

1 総合計画策定経過.....	74
2 総合計画策定経過（プロジェクト委員会）	76
3 築上町総合計画審議会条例	77
4 築上町総合計画審議会規則	78
5 審議会への諮問	80
6 審議会からの答申.....	81

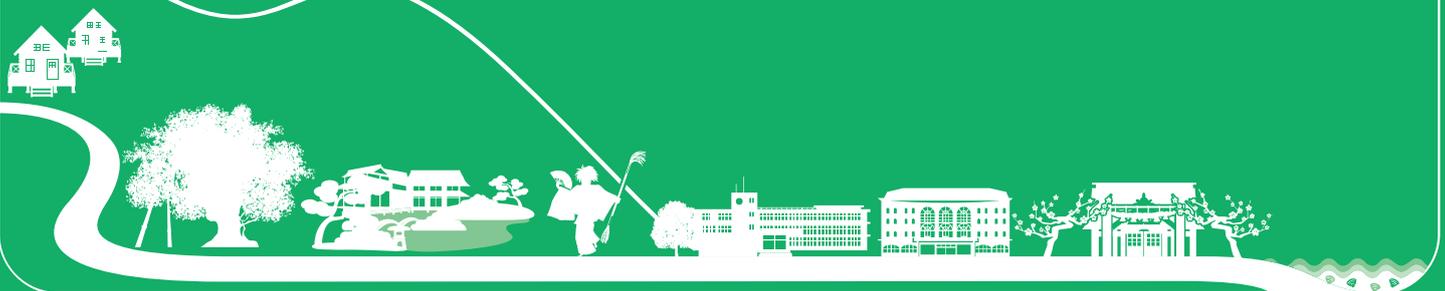
第1編

序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 町の概要

第3章 計画策定のために



1 計画の背景と目的

本町は平成18年に椎田町、築城町の2町が合併して「築上町」が発足したことにあわせ、平成19年3月に「築上町総合計画」を策定しました。「“自然と歴史・文化を育む”一心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり」を将来像（基本理念）とし、当時の総合計画審議会から「築上町は子どもの生命（いのち）を護ります」との決議をいただき、総合的かつ計画的に展開していくための方針を定めた上で諸施策の展開を図ってきました。

この間、全国的な少子高齢化の進行や社会保障制度の変化、高度情報化社会の急激な進展、価値観の変化、ライフスタイルの多様化、さらには、世界的な規模の経済情勢の変化や環境問題など、本町を取り巻く環境も大きく変化しています。

「第2次築上町総合計画」は、このような社会情勢の変化を踏まえながら、住民との協働と広域的な連携を軸に、様々な課題を克服し豊かな地域づくりを進めることを目的とし、今後10年間の総合的なまちづくりの指針となる計画として策定します。

2 計画の構成と期間

築上町総合計画は『基本構想』、『基本計画』及び『実施計画』をもって構成されます。

●基本構想

本町の将来像やそれを実現するためのまちづくりの基本的な考え方、施策の大綱などを示すもので基本計画、実施計画の基礎となります。平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とした10年間とします。

●基本計画

基本構想におけるまちづくりの基本的な考え方に基づいて、施策の大綱を具体化するとともに、達成のための施策内容を明らかにします。期間は平成29年度から平成33年度までの5年を前期とし、平成34年度から平成38年度までの5年を後期とします。

●実施計画

基本計画を実現するための主な事業と、その規模や実施年度を示して、各年度の予算編成の指針とし、社会情勢の変化や事業進捗状況にあわせて見直しをおこないます。

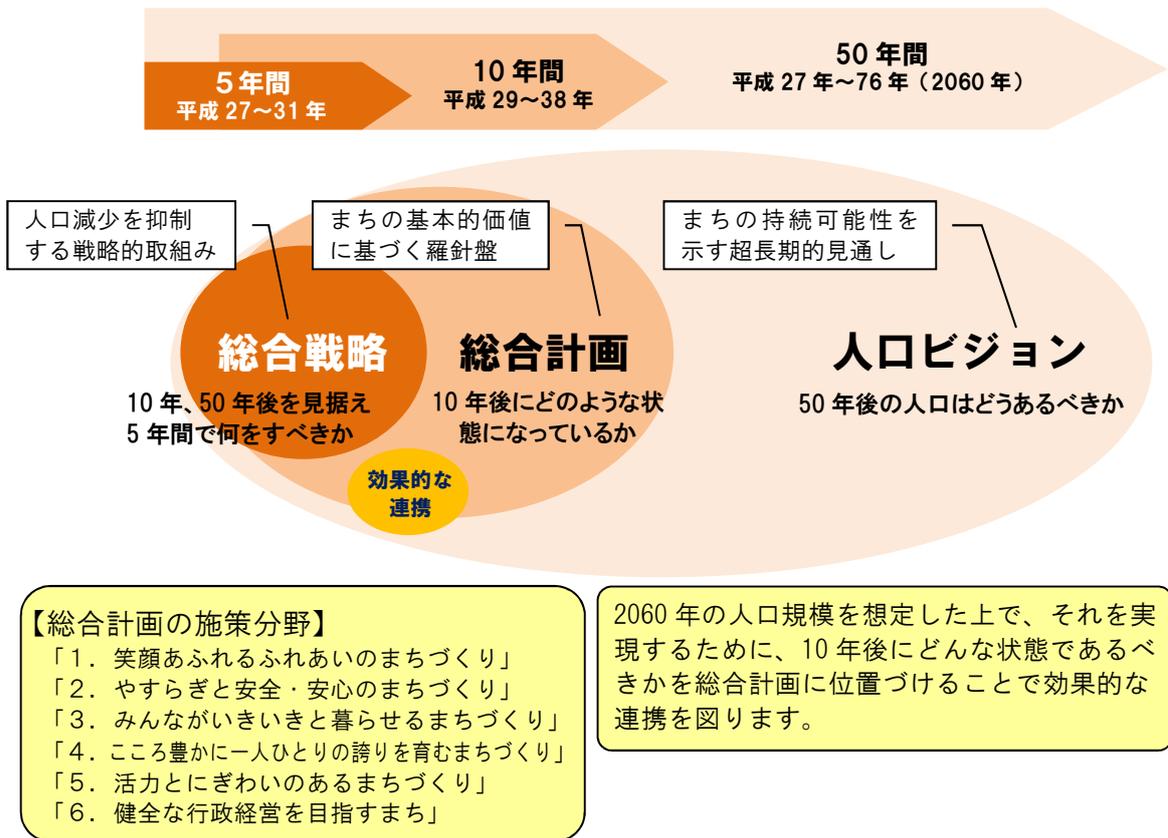
平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
基本構想（平成29～38年度）									
前期基本計画（平成29～33年度）					後期基本計画（平成34～38年度）				
実施計画									
		見直し		実施計画					

3 築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

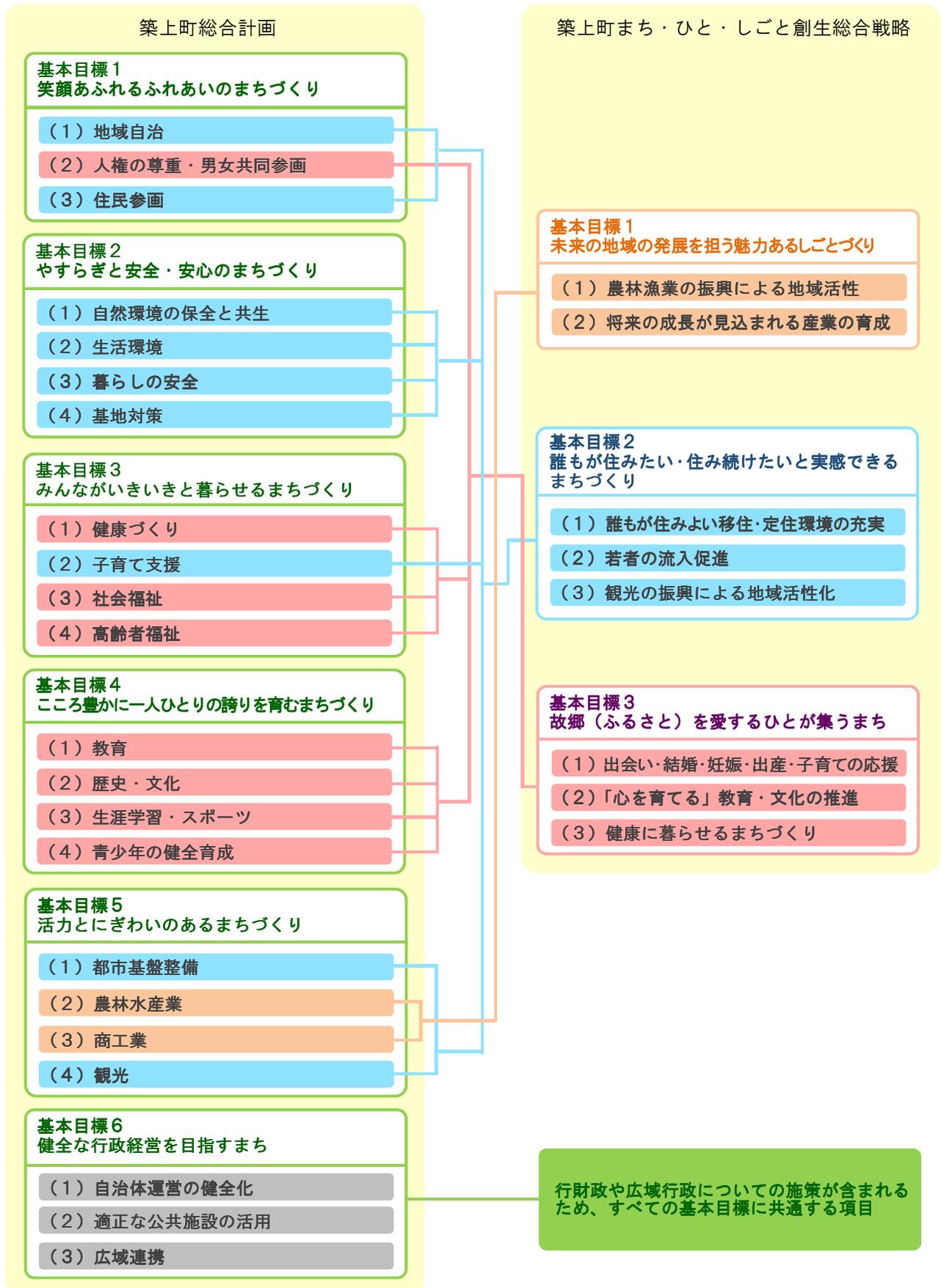
本町では、平成 27 年度に「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づく「築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この戦略は、国・県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して策定するものであり、また、本町における人口の現状と今後の展望を示した「築上町人口ビジョン」を踏まえて策定しています。

本町の最上位計画である総合計画と、「築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、それぞれの整合を図りつつ、長期的な視点に立って「人口減少克服」「地方創生」の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけるものです。総合計画や各分野の個別計画において、本町の様々な分野にわたる総合的な振興・発展を目指す中で、「築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目的を達成する観点から、戦略的、一体的に施策を推進するものとします。

■ 「総合計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係性



■ 「総合計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置づけ



1 地勢・気候

本町は福岡県東部に位置し、北は行橋市、東は豊前市、西はみやこ町、南は大分県中津市と接した人口約18,600人（平成27年国勢調査）の町です。周防灘を臨む本町は、西の平尾台から英彦山、犬ヶ岳、国見山などの山々を背に、細長い舌状丘陵が八手状に周防灘に向かって幾重にも伸びています。

そして西から音無川、城井川、小山田川、岩丸川、極楽寺川、真如寺川、上り松川、石堂川、上ノ河内川などが流れ、その谷あいと下流域に集落が広がっています。

浜の宮海岸は砂泥質の遠浅の海が広がり、春は潮干狩り、冬には牡蠣やガザミ（ワタリガニ）などの豊富な魚介類に恵まれています。海岸線にある樹齢300年以上のクロマツ林は「福岡県の自然百選」、「せとうち風景30選」にも選ばれていますが、松くい虫被害によりわずかに現存する貴重な資源となっています。一方、山間部は耶馬日田英彦山国定公園内にあり、町内最高峰の一の岳（1,124m）付近にはブナ・ミズナラ群落がみられ、城井川上流の牧の原キャンプ場（寒田）周辺は「福岡県森林浴百選」にも選ばれ、国見山周辺には国見の森自然公園が整備されています。

気候は瀬戸内式気候ですが、冬に雨や雪が多い日本海型気候の影響を受けています。平均気温は15度前後、雨量は年平均1,700mm前後と九州で最も少なく、農業は米作を中心に、スイートコーン・イチゴ・レタス・ナシ・菊などの地域特産品があります。

本町の北部を北西から南東にかけて国道10号やJR日豊本線が貫き、これらと交差して主要道路や一般県道が整備され、北九州市、大分市などの地方中核都市と連絡しています。空路については空の玄関である北九州空港まで約20km圏に位置するなど利便性は高くなっています。また、高速道路については、平成28年4月に椎田南IC～豊前IC間が開通したことで北九州市から宮崎市まで高速道路でつながり、今後の北部九州の活性化が見込まれます。



2 歴史・沿革

歴史

町東部に位置する小原岩陰遺跡の発掘調査では約5,000年前の縄文時代前期頃の土器や石器、アサリやハマグリなどの貝類、さらに人骨も出土しています。古墳時代には、この地方一帯は「豊の国」と呼ばれており、7世紀になると豊前と豊後に分かれました。

南北朝時代には豊前守として九州に下っていた宇都宮氏が築上町（本庄）へ本拠地を構えるなどしており、その頃の城跡など宇都宮氏に関係する史跡は今も多く残っています。

明治初期、それまで神職のみで継承してきた神楽の奉納が禁止されました。赤幡神楽や寒田神楽など現存する神楽の多くはこの時に奉納が禁じられた宮司から氏子に継承されたものが由来となっています。

明治30年（1897年）には、行橋～柳ヶ浦間に豊州鉄道が開通し椎田駅が設置され、また、この頃から大正時代にかけて炭鉱主であった藏内家の邸宅として「旧藏内邸」が建築されました。旧藏内邸は庭園とともに現在も当時の状態をよく残しており、近代和風建築、近代庭園として規模や内容とも極めて優れています。

昭和に入り、築城駅の開設（昭和8年）や旧八津田村の海軍航空隊築城基地（現航空自衛隊築城基地）の開設など、近代化が進展していきました。

沿革

明治22年（1889年） 町村制の施行

椎田村、八津田村、葛城村、西角田村、上城井村、下城井村、築城村

明治31年9月2日（1898年） 町制施行

椎田町（椎田村から椎田町へ）

昭和30年1月1日 昭和の大合併

椎田町（椎田町、八津田村、葛城村、西角田村の1町3村合併）

昭和30年4月1日 昭和の大合併

築城町（上城井村、下城井村、築城村の3村合併）

昭和30年4月15日 町の境界変更

椎田町東八田の一部を境界変更し、築城町東築城の一部とした

昭和31年1月1日 町の境界変更

椎田町の一部（築城駅周辺）を境界変更し、築城町東築城の一部とした

平成18年1月10日 平成の大合併

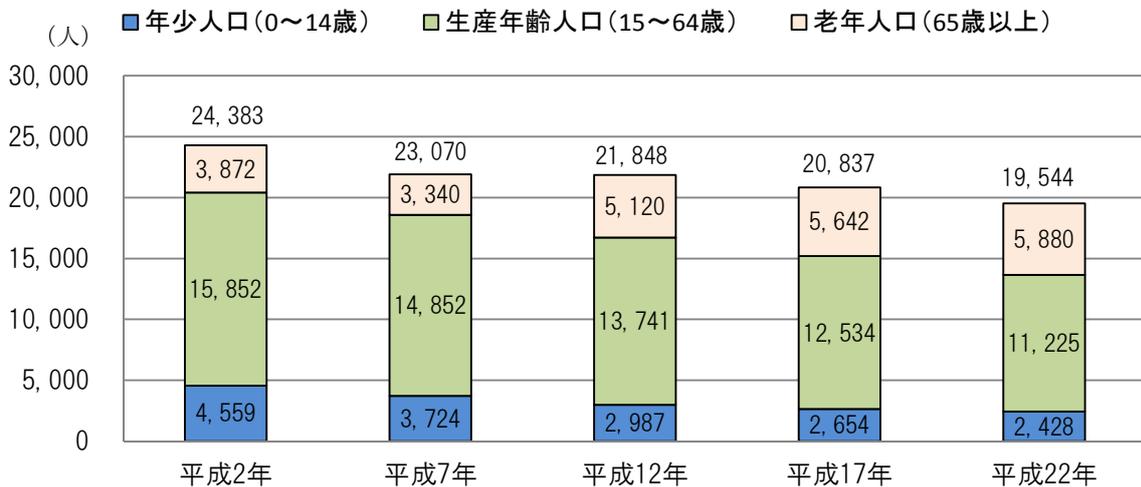
築上町（旧椎田町、旧築城町の2町合併）

3 社会動向と築上町の現状

(1) 人口減少社会の到来

我が国の人口は平成20年をピークに減少へと転じ、今後、減少が急速に進むことが予測されています。「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」が発表した将来推計人口によると、全国の約半数にあたる自治体が「消滅可能性都市」とされるなど、人口減少に対する危機感は一層強まっています。また、少子高齢化も進行し、地域のつながりの希薄化や活力の低下だけでなく、労働、経済活動、社会保障など社会全般にわたって大きな影響を与えるものと懸念されています。

本町においても、昭和60年ごろから人口の減少が続いており、平成22年には20,000人を割り込み19,544人となっています。年齢3区分において、年少人口、生産年齢人口は減少していますが、老年人口は増加を続けています。この人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるため、誰もが住みたいと思えるまちづくりを目指していくことが必要です。



資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含むため、合計と一致しません。）

(2) 安全・安心に対する関心の高まり

平成23年3月の東日本大震災や平成24年7月の九州北部豪雨など、近年、全国各地で大規模な地震や台風、そして局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害など、様々な自然災害が発生しています。本町においても、平成28年の大寒波による雪害で町内の半分以上が断水となる被害が発生し、災害に対する関心が高まっています。

今後、発生する災害に対し、建物の耐震性の向上、緊急物資の備蓄などに加え、地域全体の防災力を強めるために日頃から地域で訓練をおこなうなど、住民と行政との連携を密にした災害に強い地域社会が求められます。

また、子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪、高齢者による交通事故の増加、食の安全性の問題など、身近な生活での不安要素が増大し、危機管理への関心が高まっています。

防犯や消費者問題対策については、個人や家庭では解決できない問題も多いことから、地域のつながりの重要性が再認識されています。行政による防犯体制などの取組みとともに、日頃からの近所付き合いや見守りなど地域全体での取組みが必要です。

（3）高度情報化社会の進展

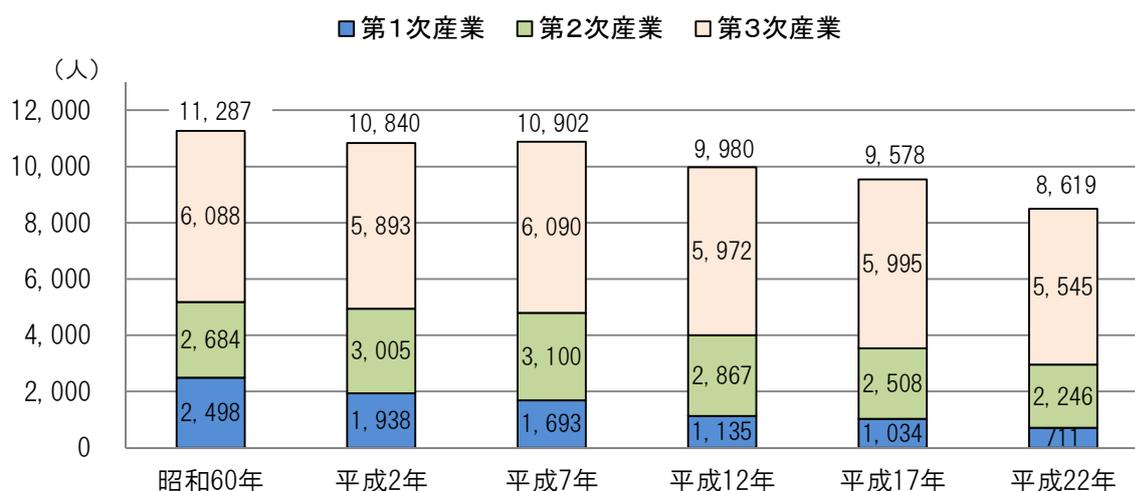
本町においても光通信ネットワーク環境を全域に整備しましたが、スマートフォンやインターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及など、近年の情報通信技術は飛躍的に進展し、誰もが容易に世界中の情報を得ることができるようになってきました。このことは、生活の利便性や産業の生産性の向上に大きな役割を果たすだけでなく、人と人のつながり方など、人々の生活に大きな変化を与えています。自治体においてもICTを活用した行政サービスの質的向上や行政運営の効率化、高度化が進んでおり、平成28年1月からは、社会保障・税・災害対策の行政手続などの分野で利用されるマイナンバー制度が始まりました。本町においては、平成27年から町内全小・中学校で、電子黒板やタブレット型端末などを用いたICT教育が始まるなど、積極的にICTを取り入れてきました。

様々な情報へのアクセスが便利になった反面、コンピュータ犯罪の増加や個人情報の流出など、新たな課題への対応も求められています。

（4）産業構造の変化

自由貿易化などにより経済はますますグローバル化し、東南アジアへの生産拠点の移転、情報通信技術による産業技術の発展など、我が国の産業構造は大きく変化しています。農林水産業については、後継者不足や食物の輸入増加に伴い衰退しつつあり、食の安全性に関わる問題も発生しています。また、製造業においても生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存が増加し、国内の中小製造業の経営に大きな影響を与えています。商業については、規制緩和や価格競争の激化などにより、流通の再編や効率化が進み、価格競争力の弱い小売業者などが厳しい競争にさらされています。本町においては、十数年ぶりの企業誘致の成功や東九州自動車道の全線開通による流通範囲の拡大など、明るい兆しも見えています。

地域の産業や雇用の状況は、国内だけでなく世界経済の情勢に大きく左右されるため、経済・産業における流れや変化をしっかりと把握することが求められます。



資料：国勢調査（合計は分類不能の産業を含むため産業ごとの合計と一致しません。）

(5) 環境保全意識の高まり

近年、大気汚染や森林の減少といった地球規模での環境問題が広がり、人々の環境保全に対する意識が高まっています。国際社会においては、先進国の温室効果ガス削減目標などを定めた「京都議定書」が平成17年に発効され、現在は京都議定書に代わる国際的な排出削減の枠組みについて、気候変動枠組条約締約国会議において継続的に協議がおこなわれています。また、PM2.5や黄砂など、東アジア地域における越境大気汚染問題など、新たな課題への対応も求められています。本町においても、町面積の6割を占める森林について、林業の振興を図り、その水源涵養などの多面的機能の維持・向上、河川の水質や水辺環境の保全、そして水産の振興と山から海にかけての一体的な取組みを推進することが重要です。

循環型社会の構築や自然との共生を目指し、住民・事業者・行政の協働のもと、資源・エネルギーの節減と有効利用、廃棄物の減量に取り組んでいくことが求められます。

(6) 地方分権の進展と地域の自立化の促進

国の構造改革や地方自治制度の改革が進む中、地方自治体が国から権限や税源の移譲を受け、自主的かつ総合的に行政を担う「地方分権」が進められています。また、人口減少克服を目指す「まち・ひと・しごと創生法」においては、市町村がそれぞれの地域資源を生かした独自の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を主体的に策定することを求めていることから、本町では、平成27年度に「築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な施策を推進しています。

1 住民アンケート調査結果

【調査概要】

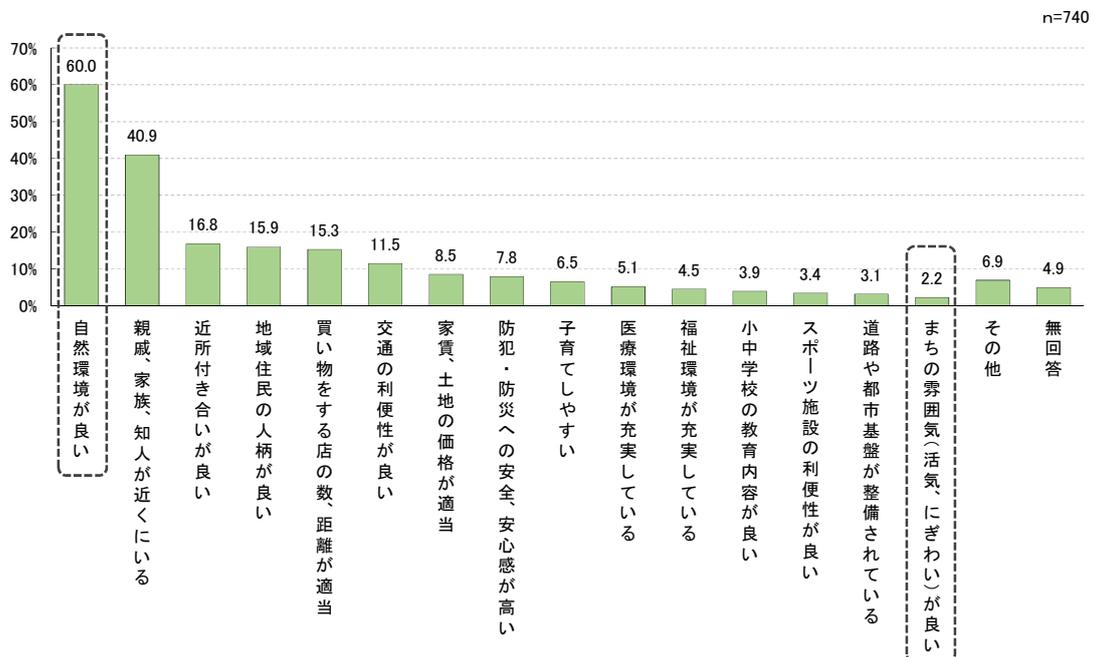
- ・ 調査地域 : 築上町全域
- ・ 調査対象者 : 平成 28 年 8 月 19 日時点で築上町に在住、かつ平成 28 年 4 月 1 日時点において 16 歳以上 76 歳未満の方
- ・ 抽出方法 : 住民基本台帳より、年齢階層に応じて 2,000 名を無作為抽出
- ・ 調査期間 : 平成 28 年 8 月 26 日～9 月 9 日
- ・ 調査方法 : 郵送による配布・回収
※転出、転入は窓口調査

対象	配布数 (a)	回収数 (b)	回収率 $\frac{(b)}{(a)}$
住民	2,000 票	740 票	37.0%
転出者	13 票	12 票	92.3%
転入者	19 票	14 票	73.7%

【築上町が住みやすいと感じる点】

住みやすいと感じる点について、「自然環境が良い」と回答した割合は 60.0%と最も高い割合です。一方、「まちの雰囲気（活気、にぎわい）が良い」と回答した割合は 2.2%と最も低くなっています。

■築上町が「住みやすい」と感じる点（3 つまで回答）

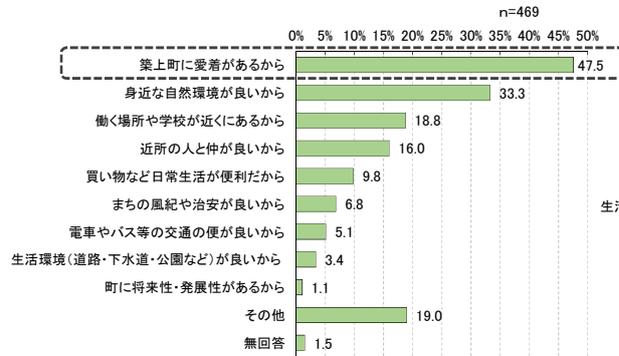


【築上町に住み続けたいと思う主な理由、町外に移りたいと思う主な理由】

築上町に住み続けたいと思う主な理由のうち、「築上町に愛着があるから」と回答した割合は47.5%と最も高い割合であり、郷土愛が育まれていることが読み取れます。一方、町外に移り住みたいと思う主な理由のうち、「買い物など日常生活が不便だから」、「町に将来性・発展性がないから」が高く、特に「町に将来性・発展性がないから」についての回答を年齢別にみると20歳代と40歳代の若い世代が最も多くなっています。この結果から、今後のまちづくりには若い世代が希望をもてるようなまちの活性化を進めていく必要があります。

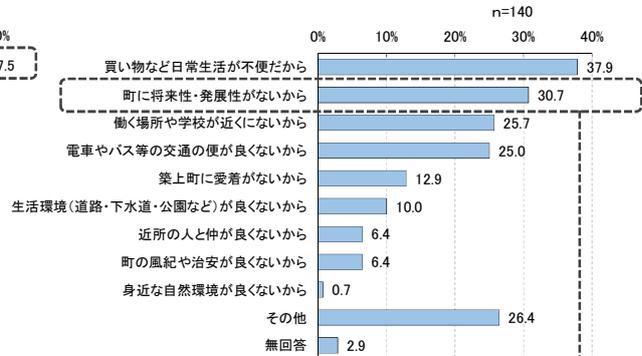
■町内で住み続けたいと思う主な理由

(2つまで回答)



■町外に移り住みたいと思う主な理由

(2つまで回答)



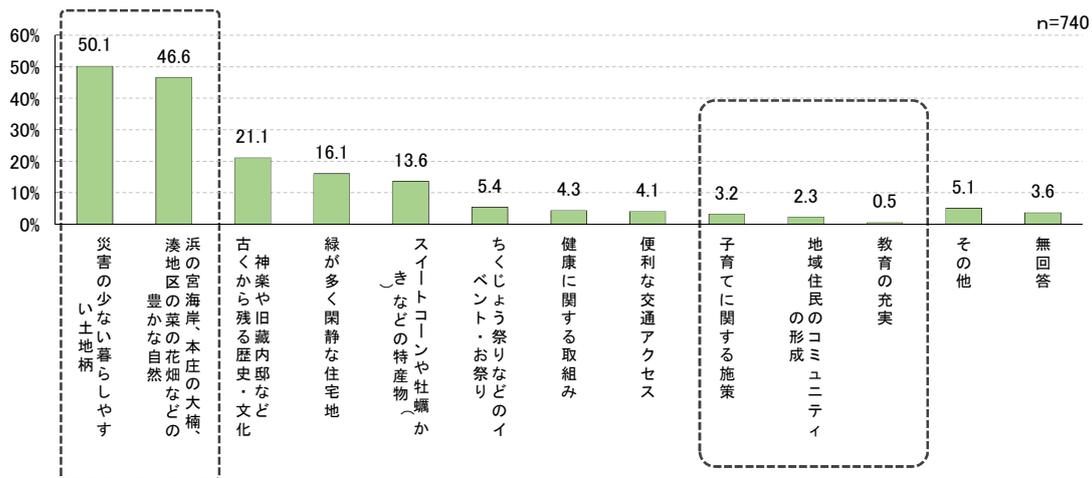
■町外に移り住みたいと思う主な理由 (2つまで回答)・年齢別

		合計	問3-2 町外へ移りたいと思う主な理由										非該当		
			築上町に愛着がないから	近所の人と仲が良くないから	身近な自然環境が良くないから	買い物など日常生活が不便だから	電車やバス等の交通の便が良くないから	働く場所や学校が近くないから	町の風紀や治安が良くないから	町に将来性・発展性がないから	生活環境(道路・下水道・公園など)が良くないから	その他	無回答		
全体		140	18	9	1	53	35	36	9	43	14	37	4	600	
		100.0	12.9	6.4	0.7	37.9	25.0	25.7	6.4	30.7	10.0	26.4	2.9		
年齢	10歳代	22	3	0	0	7	5	10	1	6	1	3	0	21	
			100.0	13.6	0.0	0.0	31.8	22.7	45.5	4.5	27.3	4.5	13.6	0.0	
	20歳代	30	4	1	0	9	4	8	0	10	1	9	0	55	
			100.0	13.3	3.3	0.0	30.0	13.3	26.7	0.0	33.3	3.3	30.0	0.0	
	30歳代	30	6	0	0	9	6	7	5	8	6	9	2	71	
			100.0	20.0	0.0	0.0	30.0	20.0	23.3	16.7	26.7	20.0	30.0	6.7	
	40歳代	26	4	4	0	10	6	8	3	11	2	9	1	95	
			100.0	15.4	15.4	0.0	38.5	23.1	30.8	11.5	42.3	7.7	34.6	3.8	
50歳代	14	0	1	0	9	7	2	0	3	2	2	0	97		
		100.0	0.0	7.1	0.0	64.3	50.0	14.3	0.0	21.4	14.3	14.3	0.0		
60歳代	10	1	1	1	6	5	1	0	4	4	1	2	0	143	
		100.0	10.0	10.0	10.0	60.0	50.0	10.0	0.0	40.0	10.0	20.0	0.0		
70歳以上	6	0	2	0	3	2	0	0	1	1	1	1	1	115	
		100.0	0.0	33.3	0.0	50.0	33.3	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7	16.7		

【まちの魅力について】

まちの魅力のうち、「災害の少ない暮らしやすい土地柄」が50.1%と最も高く、次に「浜の宮海岸、本庄の大楠、湊地区の菜の花畑などの豊かな自然」が46.6%でした。一方、「教育の充実」が0.5%と最も低く、次に「地域住民のコミュニティの形成」が2.3%、さらに「子育てに関する施策」が3.2%でした。このことから、災害の少ない安全・安心なまち、自然が豊かなまちの良さを更に伸ばすとともに、教育・子育ての分野をより充実していく取組が必要です。

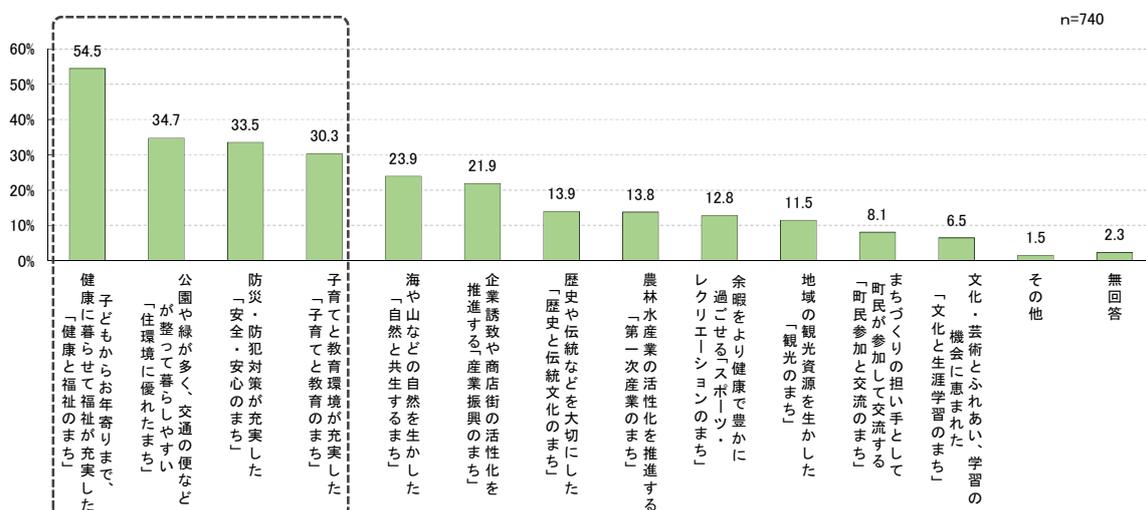
■築上町のまちの魅力は何だと感じますか（2つまで回答）



【まちの将来像について】

目指すまちの将来像については、「子どもからお年寄りまで、健康に暮らせて福祉が充実した「健康と福祉のまち」」が54.5%と最も高く、次に「公園や緑が多く、交通の便などが整って暮らしやすい「住環境に優れたまち」」が34.7%、さらに「安全・安心のまち」「子育てと教育のまち」が続きます。「まちの魅力について」の結果では、「子育てと教育」に関する項目の魅力が低いのに対して、まちの将来像としては強く求められていることから、まちづくりにとって特に重要性が高い分野です。

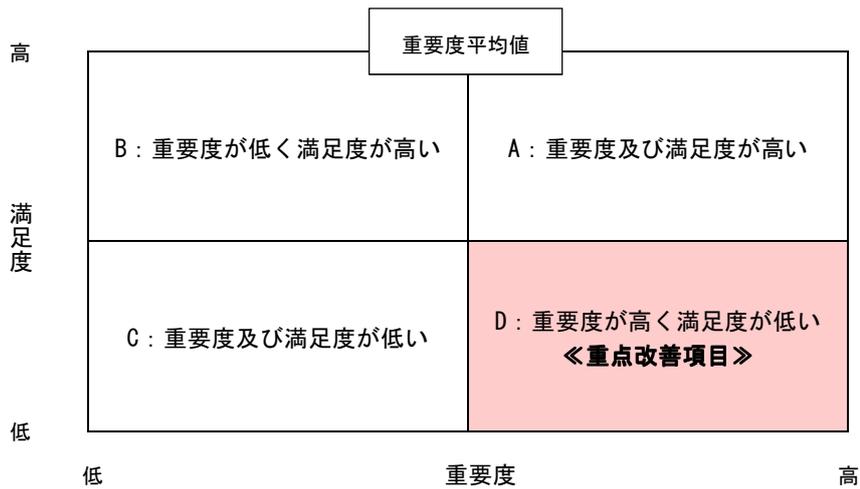
■築上町が今後、どのようになればより良い町になると思いますか（3つまで回答）



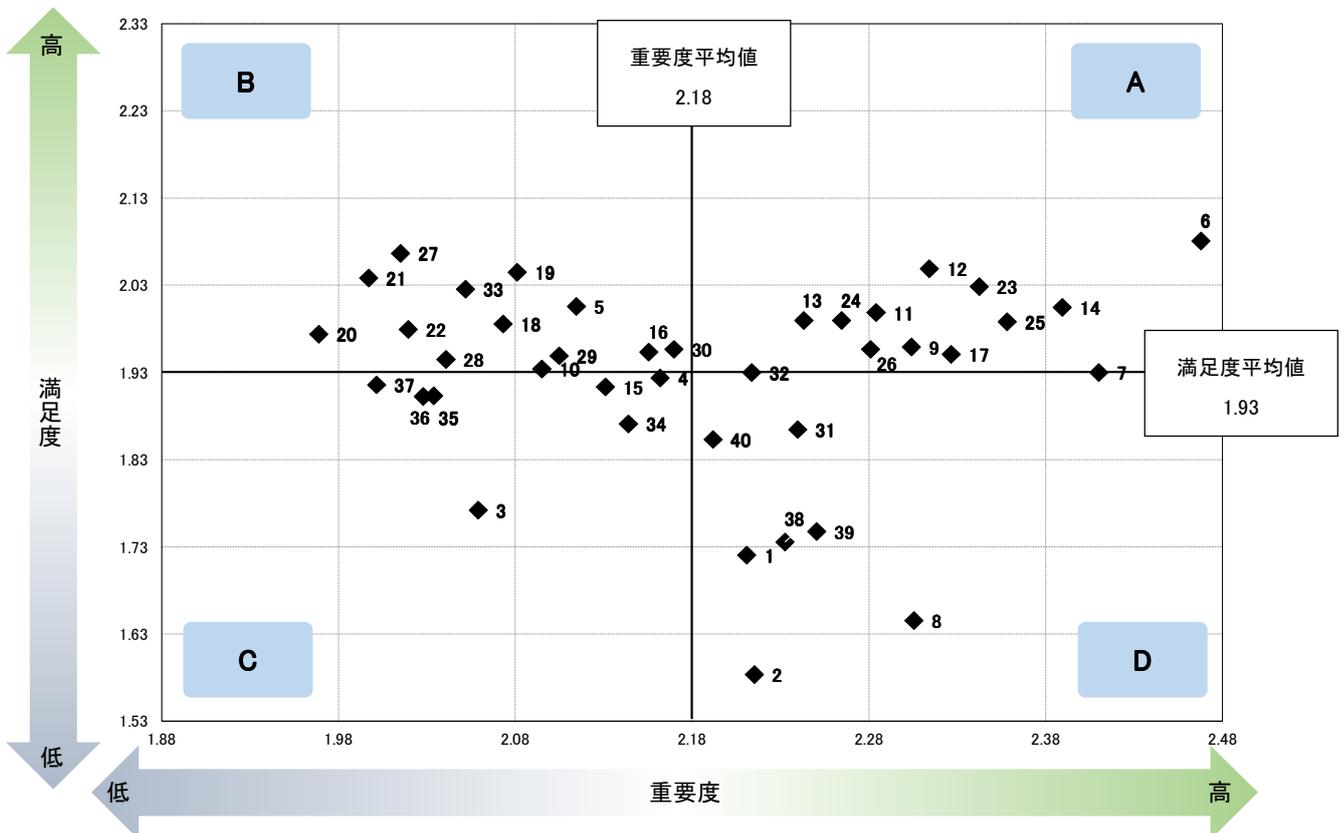
【満足度、重要度の相関図について】

各施策項目への満足度と重要度の選択肢に得点を付け、加重平均による評価点を算出しています。

縦軸に「満足度」、横軸に「重要度」を設定し、各平均値を境に4つの領域に分類した領域は、相対的な位置関係を示すものであり、Cに区分されているため重要度が低いというものではありません。



重要度が高く満足度が低い重点改善項目（Dゾーン）には、商工観光分野から3項目、都市基盤分野から2項目など、計7項目があげられています。



■第1次築上町総合計画の分野及び施策名における重要度が高く満足度が低い重点改善項目
(Dゾーン)

分野	No.	施策名	分野	No.	施策名
都市基盤	1	都市環境整備	教育文化	23	就学前教育(教育・保育の充実)
	2	公共交通		24	就学前教育(地域や家庭への支援・連携体制など)
	3	河川・公園		25	学校教育【義務教育】
	4	情報通信		26	学校教育【高等教育】
生活環境	5	自然環境の保全と共生		27	生涯学習・文化
	6	防災・消防・救急		28	スポーツ
	7	交通安全・防犯		29	青少年の健全育成
	8	基地対策		30	効率性の高い農業の推進
	9	上下水道		31	多様な担い手の育成
健康福祉	10	住宅・住環境	産業	32	農産物のブランド化と販売戦略
	11	環境衛生		33	資源循環型農業を通じた食育の推進
	12	保健・医療		34	地域資源の有効利用と保全
	13	障がい者福祉		35	農業の多角化、六次産業の推進
	14	子育て支援		36	林業
	15	低所得者福祉		37	漁業
	16	地域福祉		38	商業
	17	高齢者福祉		39	工業
まちづくり	18	住民参画、情報公開	観光 商工	40	観光
	19	地域自治、コミュニティ			
	20	交流			
	21	人権の尊重・男女共同参画			
	22	広域行政			

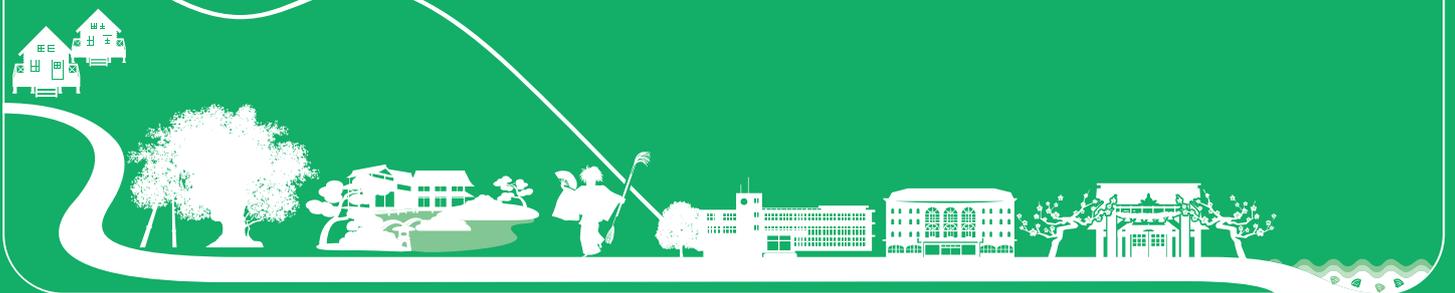
※ = 重点改善項目

第2編

基本構想

第1章 町の目指す姿

第2章 まちづくりの方向性



町の目指す姿

1 築上町の将来像（基本理念）

本町は『豊かな自然、歴史、文化』など、先人が培ってきた優れた資源を数多く有しています。これらの豊富な資源を改めて見直し、新たなまちづくりに総合的に活用することで、地域への誇りを呼び覚ますとともに、地域の独自性を尊重しながら、地域の一体化と均衡のとれた住みよいまちづくりが可能となります。こうした、これまでのまちづくりの歩みをさらに将来へつないでいくために、第2次総合計画においても第1次総合計画で目指してきた、豊かな自然との共生と歴史・文化がかおる、住民が心も体も健康に暮らせる潤いあふれる安全・安心な生活を実現するとともに、住民の心が通い合う、活力とにぎわいのある『地域の生活安全拠点』の形成を引き継いでいくこととしました。

以上のことから、築上町の将来像（基本理念）を“自然と歴史・文化を育む” — 心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくりとします。

将来像（基本理念）

“自然と歴史・文化を育む”

— 心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり

1 築上町総合計画の方針

子どもは町の未来を担う宝です。しかし、いじめ・不登校・ひきこもりなど、子どもを取り巻く状況は厳しいものとなっています。未来を支えていく子どもの生命を護り、育てていくことが何よりも大切です。そのために、地域が一丸となって子どもを見守り、豊かな自然に触れ合うことで感受性豊かな子どもを育てていきます。

住民が生涯にわたり住み続けられるよう、各世代、各分野において適切な支援や施策を実施し、住民が主体的に活動、活躍を続け、生きがいと誇りをもてる継続性のあるまちづくりを進めていきます。

生命の始まりである子どもを大切に、持続可能な町を創生していくため、第2次総合計画においても、第1次築上町総合計画のタイトル「築上町は子どもの生命を護ります」を踏まえた内容とします。

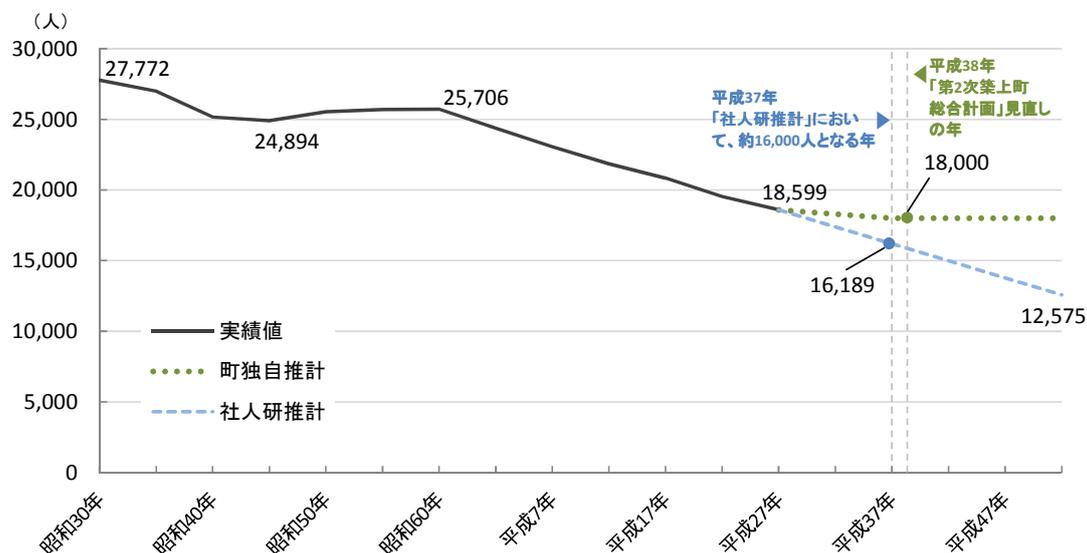
2 堅持すべき人口

第1次総合計画を策定した平成19年当時は、日本全体の人口も増加が続き、本町においても10年後の人口設定を25,000人とし、各種施策に取り組んでまいりました。

しかし、日本の人口は平成20年から減少に転じており、本町においても昭和60年をピークに人口減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口が平成37年に約16,000人になり、以降も人口減少が続くことが予想されています。

総合計画は、総合戦略に掲げる施策のほか、町全体に及ぶ様々な施策の方針を掲げるものです。町が一体となり人口減少に歯止めをかけるという意味のもと、人口の維持ラインとして18,000人を下限とする設定にします。

■人口の推移と将来展望



3 6つの基本目標

築上町の将来像を実現するため、6つの基本目標を定め、まちづくりを進めます。

基本目標

1 笑顔あふれるふれあいのまちづくり

本町の住民が自治会をはじめとするコミュニティを通して自主的、意欲的にまちづくりに参画ができ、お互いを尊重し協働し合えるまちとしていきます。

自治会の活動拠点となる公民館、集会所の整備をはじめ、地域の人が語り合う場の設定、人権や男女共同参画に関わる正しい理解を深めるための取組みや啓発活動などを引き続き展開し、地域イベントの実施などで住民どうしの交流を図ります。

住民自らの手で住みよいまちづくりを進めていくことがまちづくりの原点です。住民ができることは可能な限り自立自興の精神により住民の手でおこない、全ての住民がふれあい、お互いがお互いを支え合い、誰もが活躍し笑顔があふれるまちとなっていくことを目指します。

基本目標

2 やすらぎと安全・安心のまちづくり

本町の豊かで美しい自然を守り、自然と共生しながら質の高い生活環境を兼ね備えた快適で安全・安心な暮らしを営めるまちとしていきます。

本町は面積の6割を占める森林、手のひら状に何本にも分かれた谷、それぞれの谷を潤す河川、そして周防灘と恵まれた環境を有しています。このかけがえのない財産を子孫へと引き継いでいくため、森林、河川、海への環境保全の取組みを進めていきます。

また、自然災害や事故、事件などから住民を守るため、各種体制の整備、啓発、地域での取組みの推進を図ります。上下水道、住環境、ごみ対策については安定的な運営ができるよう施設の整備と地域の実情に応じた事業を推進します。

環境に配慮し、災害の予防や日常生活のインフラの充実により、自然のやすらぎと安心して暮らせるまちとしていくことを目指します。

基本目標

3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり

妊娠・出産・子育てから、生活習慣病予防、介護予防など、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた健康課題・福祉課題への切れ目ない対応を図り、誰もが健やかで生きがいをもって暮らせるまちとしていきます。

住民の健康意識の向上や各種健（検）診受診の勧奨により、早い段階から生活習慣病などの予防、重症化防止、早期発見を目指し、子育て世代においては、保護者が子育てを楽しめるような環境づくりを推進します。また、高齢者が生きがいをもち生涯活躍できる場の創出や住み慣れた地域で住まい、医療、介護予防、生活支援のサービスを受けられるように地域包括ケア体制を整備します。

多様化する課題に対応できる体制を整え、体の健康づくりを進めていきいきと暮らせるまちとなっていくことを目指します。

4 こころ豊かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり

地域固有の歴史や伝統・文化を継承し、地元への愛着をもちつつ、未来へはばたく国際感覚豊かで、生きる力を備えた子どもを育てるまちとしていきます。

教育課程に基づく確かな基礎学力の育成をはじめ、家庭での教育力の向上を図り、地域や関係機関と連携をとりながら、神楽など地域で引き継いできた伝統や文化の継承、体験学習といった交流活動を推進し、地域で子どもを見守り育てる体制づくりに努めます。また、子どもから高齢者まで誰もがスポーツや芸術・文化にふれ、誰もが活動に参加し、新たな文化・芸術が創造できる場づくりを推進します。

幼少期からの体験学習や伝統・文化にふれる機会の創出により、地元への誇りを育み、さらに、自身への誇りへと導くことで、こころ豊かに過ごせる心と体の健康を育むまちとしていくことを目指します。

5 活力とにぎわいのあるまちづくり

海、町、里、山の調和を図り、町の特色を生かした個性豊かな魅力あるまちとしていきます。

各種産業を推進する上で必要となる道路の整備や維持補修をおこない、町内循環バスの見直しにより公共交通の利便性の向上を図り、町内外の人やモノが活発に行き交う道路交通体系の整備を推進します。

農林水産業の基盤整備を推進し、各種技術の導入による安定的生産と経営の安定化を図り、ブランド化や6次産業化などの価値を生み出す施策を推進し、第1次産業が独自に活性化できる体制を構築していきます。また、自然を生かした体験学習やレジャーをはじめ、「旧蔵内邸」や「中津街道」などの歴史・文化遺産の資源を活用し、複数の拠点で周遊できる滞在・体験型観光を推進して町内商業施設への波及効果が期待できる施策を推進します。

さらに、企業誘致については、企業団地の確保と誘致条件の整備をおこない、企業立地や企業支援に努め、新たな雇用の確保と新たな地場産業の形成・育成に努めるとともに、既存商店や商工会などの連携強化や既存企業の育成・支援をおこなっていきます。

地域性に合ったバランスのとれた産業を育成・振興し、地域資源を生かした観光や地域内外の人の交流を促し、活力とにぎわいのあるまちを目指します。

基本目標

6 健全な行政経営を目指すまち

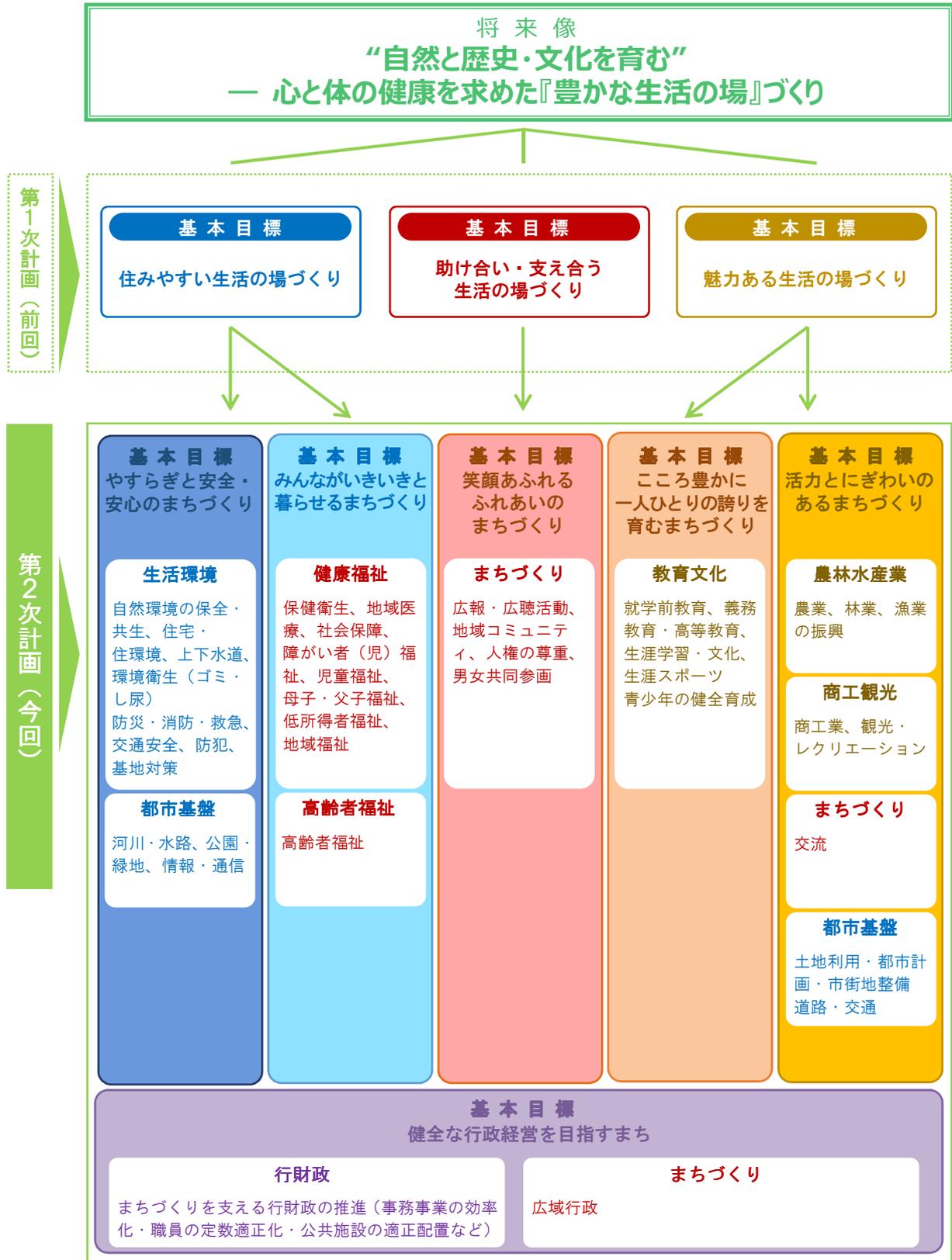
地方分権時代に入った地方自治体（行政）は、従来の「行政を運営する」から「経営する」へ考え方を変えなければなりません。すなわち最小の経費で最大の効果を上げるためには、行政組織は小さくし、職員は住民に奉仕する姿勢を忘れず、事務能力の向上に努め、自治能力のある行政機構の確立を図る必要があります。

財政面では、有利な補助金の獲得は勿論のこと、課税の公平性のもとで町税の収納率を向上させ、将来を見据えた無駄のない施策をおこなっていきます。

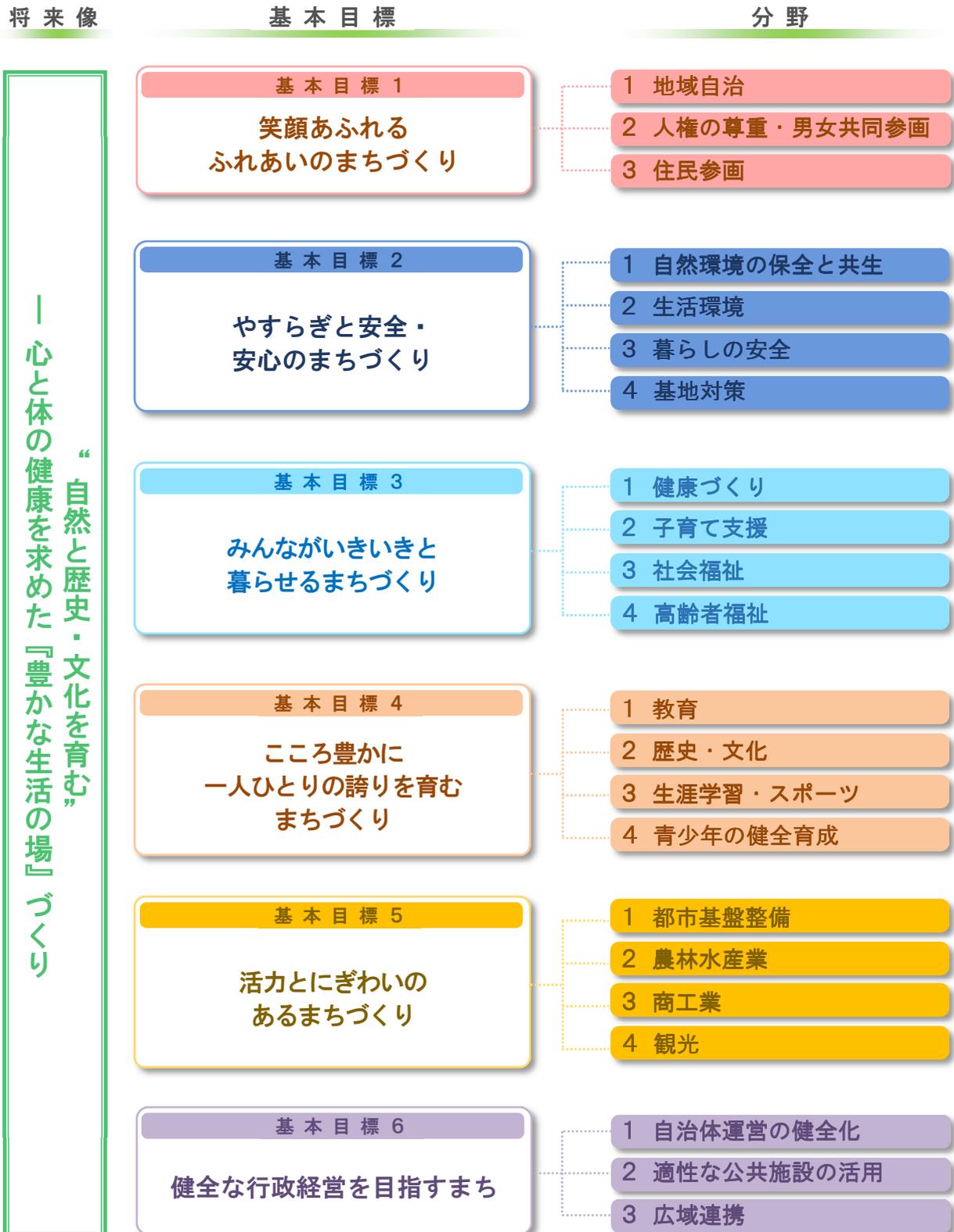
行政の仕事と財政内容をできるだけ情報公開して、行政と住民の信頼関係を高め、小さな行政で捻出した財源を有効に使うようにします。そうして「築上町は子どもの生命を護り」、「自然と歴史・文化を育む」、心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくりに向けて行政と住民が力をあわせて進んでいけるように努めます。

4 施策の構成（イメージ）

■第1次計画からの施策体系変更



■第2次計画施策体系



第3編

基本計画

第1章 笑顔あふれるふれあいのまちづくり

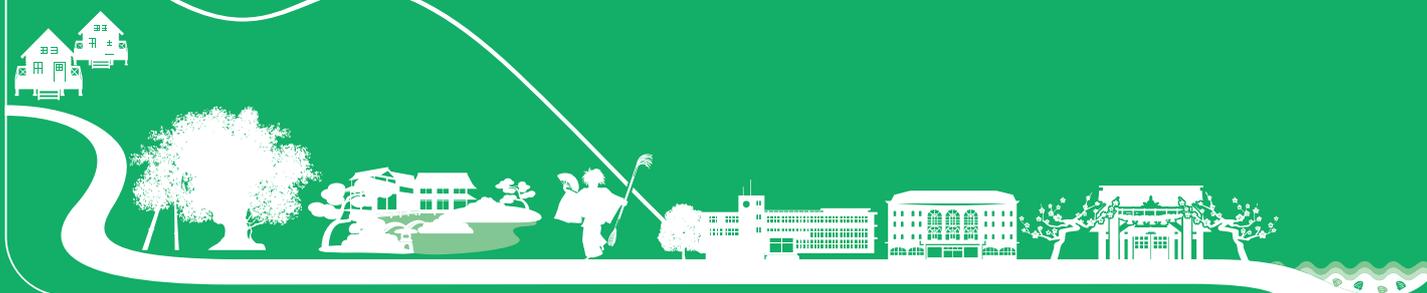
第2章 やすらぎと安全・安心のまちづくり

第3章 みんながいきいきと暮らせるまちづくり

第4章 こころ豊かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり

第5章 活力とにぎわいのあるまちづくり

第6章 健全な行政経営を目指すまち



1 地域自治

～地域の連携を更に強くし、みんなで築き上げる町にしていくために～

現状と課題

現 状

本町では合併後、地域コミュニティにおいて町内会と自治会がそれぞれありましたが、自治会への統一を図り、コミュニティ環境の再調整をおこなってきました。また、地域のことは自治会が中心となって検討・推進していく方針を実施するため、「地区実施計画」の作成を促し、それぞれの結びつきを更に深めながら町全体として地域自治を構築してきました。平成28年現在、町内には66の自治会があり、公民館をはじめとするコミュニティ施設も各地区に設置されていて、地域住民の交流が育まれています。自治会における各種推進委員の選任や、まちづくり推進交付金などの施策をおこなうなど、地域どうしが協力してまちづくりに取り組んでいけるような体制づくりをおこなってきました。

課 題

一方で、これからの地域自治の活動において、自治会の高齢化、人員不足が大きな課題となっています。これまで自治会組織を運営してきた地域住民の高齢化が進み、これからの自治会を担う将来のリーダー人材の育成も難しい状況です。また、本町で育った若者の転出、共働き世帯の増加、若い世帯の自治会活動に対する参加意識の低下などにより、若者が地域活動に関わる機会や時間が減少しているため、若者が積極的に関わられる環境づくりを地域全体で考えていく必要があります。さらには、子ども会の解散などにより、子どもから高齢者までに関わる行事や子どもが地域と関わりをもつ機会が減少していることも影響し、地元への愛着が育まれにくく、地域住民から教わり、学ぶ機会がもてない状況です。

このような中、地域住民が主体的に課題に取り組んでいくとともに、自治会どうしが連携、協働できるような活発な交流の場づくりが必要です。

施策と方向性

多様な家族構成や個人主義のライフスタイルが尊重される中、地域の若い世代や子どもたちが自治会に関わっていける取組みを推進し、それぞれの自治会活動を活性化していきます。

また、自治会どうしが互いに協力し合えるコミュニティを形成し、元気でいきいきとした地域づくり、人づくりを町全体で一体となって取り組みます。

具体施策

1 自治組織の強化

自治公民館などの活動拠点となる場所の整備、修繕をはじめ、「まちづくり推進交付金」による自治会組織への支援、自治会活動に関する支援を強化します。

また、子ども会の再編成や活性化に向けた支援をおこなっていくなど、更なる自治会組織強化に向けた施策の実施に取り組みます。

2 地域を活性化させる取組みの推進

若者が参加しやすい雰囲気づくりや活動などを調査・検討するとともに、地域の子どもから大人までが参加しふれあうイベントや、健康増進につながるイベントなどの実施を推進します。



2 人権の尊重・男女共同参画

～誰もが相手を敬い、尊ぶ精神にあふれた町にしていくために～

現状と課題

現 状

本町ではこれまで、町内人権センターに相談窓口を常設し、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する悩みに苦しむ住民の心のケアと対応を図ってきました。教育面では、幼・保・小・中における人権・同和教育を推進し、子どものうちから人を思いやり、人権を尊重する心を育む機会としてきました。また、同和問題啓発強調月間や人権週間の講演会をはじめ、築上町人権・同和教育研究会などと連携した啓発活動をおこなうとともに、全自治会に人権推進員を設置し、町全体で人権問題の解消に取り組む体制づくりを推進してきました。

男女共同参画の取り組みでは、町の広報紙やホームページなどによる周知のほか、講演会や講座などの開催により啓発活動を展開してきました。また、働く場における男女格差是正に向けた事業主への意識啓発、地域の活性化に女性活躍の視点を取り入れるなど、男女が充実した働き方、生き方ができる社会づくりを推進してきました。

課 題

憲法で保障された基本的人権が尊重される社会を目指す各種法律も制定され、17の人権課題解決に向けた早急な対応に努めていく必要があります。

これまででも人権・同和問題を解決するため、学校教育、社会教育の場で各種取り組みをおこなってきましたが、同和問題をはじめ様々な人権問題は現在も一部で根強く残り、差別発言や被害を受けて苦しんでいる人がいます。こうした差別意識を根絶させるため、人権問題に関する地域住民一人ひとりの意識の醸成を図ることが課題です。また、人権問題から発生する様々な悩みを抱える人が増え、いくつかの悩みが複雑に絡み合っているケースもあります。こうした人が安心して相談ができ、それに適切に対応できる相談窓口の充実が求められています。

男女共同参画にあたっては、女性が町の政策・方針決定に参画する機会も増えてはいますが、今後のまちづくりにおいて女性の考え方も重要となってくることから、社会で女性が活躍しやすい環境づくりや女性の参画意識を高めることが重要となります。

施策と方向性

人権を尊重する意識の向上は、子どものうちから家庭や地域、教育の場で育んでいくことが大切です。一人ひとりが他人を思いやる心を学ぶ機会をもち、その心が後世に受け継がれていくために、学校教育の場から社会教育の場まで、学べる機会を充実していきます。

また、差別を含め様々な人権問題に悩む人に対する支援として、相談体制の充実を図るとともに、女性が社会で活躍できる環境の整備に努めます。

具体施策**1 啓発活動の充実・強化、相談体制の充実**

複雑多様化する問題に対応できるよう相談体制の充実を図り、住民一人ひとりが人権意識を育み、差別解消などにつながるような周知・啓発活動を推進していきます。

2 人権・同和教育の推進

町をはじめ、小・中学校、自治会などによる人権・同和教育の実施を推進します。また、人権・同和教育を通し、地域や社会で活躍する人材の育成に努めます。

3 男女共同参画の推進

性別にかかわらずお互いを尊重し、支え合い、一人ひとりが活躍できるまちを目指し、女性の参画意識向上や男女の意識改革への啓発活動を推進していきます。

また、男女がともに仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備に努めます。



3 住民参画

～地域住民一人ひとりがまちづくりに関わるために～

現状と課題

現 状

本町では、住民が行政に参画できる取組みとして、これまで各種計画の策定にあたってはアンケート調査やパブリックコメントを実施し、住民からの町への期待や要望、意見を集め、小学校区単位で2年ごとに開催する町政懇談会や各種説明会など住民と行政が意見を交わせる場を開くなど、住民への意見聴取や住民参画を図ってきました。

その他、町の広報紙の紙面デザインを調整し、読みやすさの向上を図り、さらに従来の情報発信における主な手段であったホームページの活用以外にも、SNS などの多様な手段の活用も進めています。行政の取組み内容がより多くの住民へ周知されるために、このような情報発信を継続しておこなってきました。

課 題

これまでの取組みから、住民への公聴の機会は増えてきましたが、今後ますます住みよいまちづくりを推進していくために、青少年や働き世代のような、いまの環境ではなかなか意見が述べられないような住民に対して、広く住民が意見を出せるような環境へ改善が必要です。住民からは「地域のふれあいが減ってきている」、「関係の希薄化が感じられる」などの意見もあり、住民と地域、行政とのつながりが見えにくくなっていることが懸念されています。

さらに、町外からの転入者においては、「自治会への加入方法がわからない」、「相談相手がない」、「町内の情報取得が困難」などのような理由から、気軽に町に関わる機会が少ないことがわかります。そのため、個人が町の活動に積極的に関わっていかうとする意欲の減少を招いていると考えられます。

また、時代に合った広報・公聴手段の取り入れがうまく機能しておらず、地域のイベントやお祭り、地域サービスなどの情報が住民に行き届きにくい現状も、地域参画への働きかけを困難にしている要因の一つと考えられます。

施策と方向性

住民が町の取組み、地域活動への関わり方を知り、ともに考え行動できるためのあらゆる機会を増やし、住民がまちづくりに参画しやすくなる取組みを強化します。

また、情報発信を充実させて、住民一人ひとりがまちづくり活動に参加したくなる機運を高めていきます。

具体施策**1 住民による自主的、意欲的なまちづくり活動の推進**

従来の自治会の活動のほか、住民が自ら積極的に地域活動に取り組めるように、子どもや一人暮らし高齢者などの見守り、環境美化といったボランティア活動の推進や支援をおこないます。

また、住民の意欲を向上させるため、まちづくりに関する学習の機会を創出するとともに住民が自主的に取り組み、継続していける施策を推進します。

2 広報・公聴体制の充実

防災無線の更新、スターコーン FM やインターネットを利用した広報媒体の充実など、町内外の人が町の情報を取得しやすい仕組みづくりを推進します。また、住民にとって関心の高い情報や住民参加型の情報発信を充実させるとともに、必要な情報を見つけやすい環境の整備に努めます。

各種計画策定などにおいては、住民の意見が反映されやすい方法を採用するなど広く意見を求め、住民がやる気をもって主体的に動けるまちづくりを推進します。



1 自然環境の保全と共生

～大切な自然をこれからも残していける町であるために～

現状と課題

現 状

本町には海と親しめる遠浅に開けた浜の宮海岸、雄大な山々と土地の約6割を占める広大な森林、龍城院の棚田や真河内の滝など身近に自然が豊富に現存し、長い歴史の中でこれらの自然環境を守り続けてきました。

また、河川や護岸などの公共工事においては、自然石の使用や魚道の確保など自然工法の推進にも努めています。

環境の保全と共生を意識した取り組みとして、築上町リサイクルプラザでは、自然の循環を助ける設備の整備や各種講座を開き、学びの機会としています。

さらに、本町では資源の再利用として液肥事業などに取り組み、小学校で資源循環の仕組みの授業をおこなうとともに、給食には地元でとれた野菜や米を使った自校式給食を全校で実施するなど、地産地消を学ぶ食育も推進してきました。

課 題

こうした自然環境と共生する上では、草や雑木の下刈りや森林の間伐、海岸沿いのクロマツ林の防除などによる人工的な管理が必要ですが、木材価格の下落などにより人が山林に入る目的が減少し、放置された自然の再生・管理に係る費用面での対応が困難な状況にあります。

また、近年では人目のつかない森などへの粗大ごみの不法投棄や河川に茂る葦による流木やゴミの蓄積、海に流れる生活排水の流出、放置されている空き家の増加など新たな問題も生じており、今後も対策を検討していく必要があります。

液肥については、供給不足になる時期への対応や散布地付近の住民の理解を進めていくことが課題となっています。

施策と方向性

先人から引き継いだ自然環境を維持するため、管理体制を整備するとともに資源循環の意識を高め、再利用事業の推進を図ります。

そして、後世にこの自然環境を残していくために、引き続き環境教育を推進していきます。

具体施策**1 自然、生態系の保護**

自然公園や棚田や海岸線など町内の貴重な山・里・海の自然、美しい景観を保全するために地域や各種団体と連携して環境保全活動に取り組みます。

2 環境にやさしいまちづくり

自然環境にやさしく、景観を壊さない公共事業を推進します。

また、環境意識の向上を図るための学習機会の充実と資源のリサイクルを推進します。



2 生活環境

～これからも住み続けたいと思える町にしていくために～

現状と課題

現 状

住民の生活を安全・安心でより快適にしていくために、これまで町営住宅、上下水道などのインフラ、生活圏内にある各種設備などの整備を適宜進めてきました。

町営住宅については、現在約 900 戸あり、「築上町公営住宅長寿命化計画」に基づき維持管理に努めています。

また、上水道については、良質な水質の確保に努めるとともに、平成 26 年から段階的に町内の水道料金の均一化を図り、下水道では、「汚水処理構想」に基づき早期の完成を目指して事業を進めています。

老朽化した火葬場は、地域に親しまれ環境に即した施設として建て替えをおこないました。

ゴミ処理に関しては固形燃料化施設で RDF（固形燃料）化し、資源としての再利用に努めています。

また、し尿処理では、効率的な資源の活用方法を取り入れた自産自消活動として、液肥化を進めています。

課 題

公営住宅や上下水道の老朽化により、施設の修繕などの経費が年々増加傾向にあります。そのため、今後は施設の建て替えや維持管理に伴う予算措置が求められます。

また、町営住宅跡地分譲の方針はある一方で、実施するためには一定の用地を確保することが必要なため、取組みが停滞している状況です。空き家も増加し、放置されたまま危険家屋になる物件も少しずつ出てきています。

下水道においては、空き家の増加や将来への不安から低所得者層や高齢者世帯を中心に加入が停滞していることもあり、今後の健全な経営体制が求められます。

ゴミ処理においては、施設の老朽化が進んでおり、今後の運営方法について検討していく必要があります。

施策と方向性

住み心地のよいまちづくりのために、生活環境の安全・安心を維持管理し、さらに快適に暮らしていくための各種整備の充実や意識の向上への取組みを実施していきます。

具体施策**1 住宅・住環境の充実**

「築上町公営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理や建て替え、用途廃止などの住宅施策を推進します。

また、子育て世帯など若年層を意識した住環境整備や、空き家を活用した定住施策を検討します。

2 生活用水の安定した供給

上水道事業の適切なマネジメントによる健全経営を目指します。

また、伊良原ダムの供用開始（H31年度予定）や老朽施設の定期的な更新を図るなど、良質な水を安定供給できる体制を整備し、更なる水道利用者へのサービス向上を図ります。

3 生活排水事業の推進

「汚水処理構想」（H27年度作成）に基づき経済性や地域の実情を考慮した計画性のある下水道整備や合併浄化槽の設置を推進します。

また、下水道接続に対する助成制度や水質保全に関する住民理解を深めることによって、早期加入を推進するとともに下水道事業の経営健全化に努めます。

4 環境衛生の推進

ゴミ処理や資源リサイクルに関する学習や情報の周知により、住民の環境美化、エコ意識の向上を図り、不法投棄や不適正処理対策などの指導監視体制を強化します。

また、危険家屋の増加を予防する取組みを推進します。

さらに、RDF事業の低コスト化や施設の老朽化に伴う新たなゴミ処理運営の検討をおこないます。

3 暮らしの安全

～緊急事態に備えた地域の力を養うために～

現状と課題

現 状

「築上町地域防災計画」に基づき、危険箇所や避難場所を記したハザードマップの全戸配布や、地区単位での避難訓練を実施するなど、地域の自主防災組織の育成、協力体制の確立をしています。

女性消防団と役場消防団を結成し、消防防災体制の強化や町内各施設の AED 整備などで緊急時に備えた環境整備にも努めています。

また、交通安全や防犯面についても、各自治会における「地区実施計画」に基づき緊急性・重要性に応じた整備に努めるとともに、地域や住民組織などと協力したパトロール、登下校の声かけ運動といった防犯対策と交通安全啓発運動を実施しています。

課 題

災害をはじめとする緊急時の連絡体制や要支援者への共助においては、個人情報保護の観点もあり、要支援者の情報共有が困難な状況です。

また、住民自身が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識をもち、自主防災組織などが各種防災訓練を積極的に実施していくことも必要です。

さらに、大規模災害を想定した避難所整備や資材の拡充が求められます。

交通安全、防犯対策における指導員などの担い手不足や地域のつながりが弱くなったことでの「人の目」による防犯力の低下が懸念されています。

今後も町の安全を維持していくためには、地域や民間組織と連携し、人材の確保と対策の工夫が必要となります。

施策と方向性

住民が防災意識をもち、自主的な活動により、地域どうしのつながりが深まるような防災活動の仕組みづくりを推進していきます。

また、危険防止や緊急時に備えた支援体制や施設を整備し、地域や行政の連携により誰もが安心して暮らしていただけるための備えをおこないます。

具体施策

1 緊急事態に強いまちづくり

「築上町地域防災計画」などにに基づき、自衛隊、学校、消防、警察、周辺自治体などとの連携を強化するとともに、自主防災組織の育成を推進します。

また、防災行政無線などを活用した防災情報提供の充実を図るとともに、避難所や防災資機材の整備などを進め、緊急時の備えを充実させます。

また、要支援者の情報共有化や要支援者の避難支援体制づくりを進めるなど、災害に強いまちづくりを目指します。

2 消防・救急体制・施設などの充実

女性消防団と役場消防団の活用を図り、初期消火体制の向上や後方支援活動の強化を図ります。

また、消防団の設備、機材を充実させるとともに、広域圏消防本部との連携強化を図ります。

3 交通安全対策の推進

歩道やガードレールなどの交通安全施設の整備を計画的におこなうとともに、段差解消などバリアフリー化に取り組みます。

また、高齢者の交通事故防止や子どもの交通安全教育をはじめ、通学路の安全確保や住民の交通安全意識の啓発に努めます。

4 防犯体制の確立

地域や住民組織と行政とが連携した防犯対策を継続し、防犯カメラや防犯灯の整備を進めるなど、更なる防犯環境の強化に努めます。

4 基地対策

～地域住民と自衛隊基地との相互理解と協力を深めていくために～

現状と課題

現 状

本町は、航空機騒音問題などの住民に関わる問題について防衛省などへ要望を続け、障害の緩和に努めてきました。

また、町は航空自衛隊築城基地で開催される航空祭などのイベントに協賛をおこなう一方で、築城基地も観光協会などと連携し「隊員食堂カレー」の共同開発をするなど地域の振興にも貢献し、共助の関係を強化してきました。

さらに、防衛施設周辺対策事業補助金や再編交付金を活用し、河川・道路の改修、施設整備など、民生安定の向上や町の振興に努めてきました。

課 題

航空騒音問題への対応に努める一方で、現在も住民の生活に負担がかかっています。

国の各種対策事業では、条件や予算などの面で即時の対応ができておらず、各種障害に対して、より効果的な対策が求められています。

また、防衛施設周辺対策事業補助金により整備をおこなった施設が老朽化による補修や大規模改修などをおこなう時期を迎えていることから、計画的な対応が必要です。

そのほかにも、国が保有する広大な土地の有効利用や、基地がある町としての観光資源の側面を活用した新たな取組みを進めていくために、更なる連携や協働を図る必要があります。

施策と方向性

本町を取り巻く基地問題について、短期間での根本的な解決は困難ですが、住民の負担を軽減できる対応を引き続き関係機関に要望していきます。

一方で、基地を町の重要な地域資源として位置づけ、今後も地域住民との意見の共有や理解を深められる機会を設けて協働のまちづくりを進めます。

具体施策

1 基地関連事業の促進と国の施策への対応

航空機から発生する騒音障害について、障害の実態と住民の要望などを把握するとともに、これらの改善を図るため引き続き国に要請し、基地周辺地区の環境対策の推進を図りながら防衛施設と調和のとれたまちづくりを目指します。

2 基地を活かしたまちづくり

物産館メタセの杜やパークゴルフ場、メタセコイアをはじめとする優美な景観など、騒音移転跡地の更なる活用を図ります。

また、築城基地との連携強化を図り、基地の町としてPRできる観光施策や施設整備を推進するなど、町内の観光資源とのネットワーク化を図ることで新たな町の魅力を創出します。



1 健康づくり

～誰もが健康な身体であり続けるために～

現状と課題

現 状

運動不足や不規則な就寝時間などの日常生活において好ましくない生活習慣から起こる病を予防、早期発見するため、本町では定期的に特定健診やがん検診をおこない、また、未受診者の訪問などをおこなっています。

本町では健診受診者全員を対象に結果説明や保健指導をするなど、個々のライフスタイルに応じた対応により、深刻化する生活習慣病の予防や改善を図ってきました。

また、健康づくりと介護予防を目的とした「ふれあい健康サロン」など、自治会ごとの自主的な介護予防活動を推進し、健康寿命の延伸と地域コミュニティづくりを図っています。

さらに、全小・中学校では「自分で作るお弁当の日」の実施や、乳幼児健診をはじめとして、子どものうちから食育を通じた健康づくりを進めてきました。

地域医療体制では、医療マップを作成し、全戸配布や転入者に配布するなど、医療の情報発信に努めるとともに、近隣自治体との連携により、豊築休日急患センターや大分県中津市民病院（小児救急医療）などの救急医療体制の充実を図りました。

課 題

特定健康診査の受診率は上昇しているものの受診率は依然として低く、未受診者や健診中断者の健康状態の把握や健診への関心を高めるなど受診率の上昇に向けた取り組みが必要です。

また、町内では様々な健康づくり・介護予防を目的とした事業（貯筋運動教室、脳若トレーニング、地域ボランティア養成教室など）がおこなわれていますが、関係団体や行政各部署による独自事業であるため、相互に十分な連携がとれておらず、事業の棲み分けや相乗効果を上げることができていません。

教育環境における食と健康については、既に取り組みが進んでいますが、今後、更なる展開を検討し、子どものうちからより充実した食育を推進していく必要があります。

町内には現在、総合病院、小児科、皮膚科、眼科などの専門病院がないため、豊前築上医師会や他地域との連携や協力体制を強化し、必要に応じて情報の共有や患者の紹介をおこなっていく必要があります。

さらに、コミュニティバスをはじめとした移動手段の確保により、患者の負担を減らす取り組みが必要です。

施策と方向性

住民の健康維持のために、各種健診による病気の予防や早期発見に努め、個別指導や各種活動を通して住民に対して健康や病気についての理解と周知を図ります。

また、食育を通じた教育現場における健康づくりの推進や医療体制における関係機関の連携強化を進めるなど、幅広い取組みを複合的に推進していきます。

具体施策

1 健康意識の向上

乳幼児期から生活習慣病予防を視野に入れた生活習慣を身に付けるため、平成27年に策定した「築上町データヘルス計画」に基づき保健事業を推進します。

また、特定健診受診率を向上させ、特定保健指導対象者などが軽症のうちに生活習慣を改善できるよう、状況に応じた保健指導を充実させ、重症化予防と医療費の適正化を図ります。

2 地域活動の推進

健康づくりと介護予防を目的とした「ふれあい健康サロン」など、自治会単位でおこなっている自主的な介護予防活動を推進し、健康寿命の延伸と地域コミュニティづくりを図ります。

3 食育を通しての健康づくりなどの推進

地場産の食材や郷土食とその豊かさを知り、疾病予防に関心を高めてもらうために地産地消から健康増進までを連携させた、各ライフステージに沿った「食べる教育(食育)」を実施します。

4 医療体制の整備

医師会や関係機関による地域医療体制を充実させるとともに、医療度の必要性が高い在宅ケースなどにおいては、事前に救急時対応などを把握しシミュレーションをしておくなど緊急時のスムーズな対応が可能な環境を目指します。

2 子育て支援

～安全・安心な子育て環境の整備と個々に応じた
親身な支援を充実していくために～

現状と課題

現 状

本町では、平成 27 年 4 月からの子育て支援新制度の施行にあわせて、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援することを目的として「築上町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、出産から子育てにおける切れ目のない支援の充実に努めています。

子育て世代への支援として、「あかちゃん訪問」をほぼ全ての家庭で実施し、保健師による妊産婦への健康状態のチェックや相談、情報提供をおこなうなど出産前後の親子への支援を続けてきました。

また、子ども医療費助成制度や保育料の見直し、放課後児童クラブの拡充、子育て支援センター事業をはじめとする関係機関での相談事業や子育てサークルなどで保護者の負担軽減と育児への不安解消に努めてきました。

さらに、幼保小中や保健師との情報交換により、学校との連携を強化し、就学や進学へのスムーズな移行に取り組んできました。

課 題

町内では関係機関により様々な子育て支援事業がおこなわれていますが、利用者から町全体の支援メニューがわかりにくいとの声もあり、各種支援事業や制度のつながりを横断的に示していく工夫が求められています。

また、核家族化や共働き世帯の増加に加え、自衛隊関係者などの本町に身寄りがない世帯も多く、子どもの預かりサービスが強く求められています。

一時預かり保育や病後児保育などは実施しているものの、放課後児童クラブなどは預かる側において保育士などの十分な確保ができず、サービスの継続や拡充の妨げになっています。そのため、今後は保育サービスの拡充のほかに、地域やボランティア協力などによる保育支援体制の検討も必要です。

さらに、町内には小児科専門医がいないため、他地域の医療機関との連携を一層図りながら、相談体制の充実など育児に関する支援体制の整備を進めていくことが求められています。

施策と方向性

子育て世代の家族が、町で安心して子どもを産み、育てたいと思えるようなぬくもりのあるまちづくりを推進します。そのために、妊娠、出産、育児への切れ目ない支援をおこない、子育てに対して不安を抱えている親へ寄り添うように接する個々への相談体制や町の制度の充実を図っていきます。

具体施策**1 子育て支援体制・サービスの充実**

子育てに係る費用などの負担の更なる軽減を図るなど、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスを提供します。

また、年々変化する子育て世帯の多様なニーズの把握に努め、育児支援の充実を図ります。

2 子育て環境の整備

子育て世代が安心して出産や子育てできる環境づくりのため、相談ができる場の充実や窓口の一本化を図ります。

地域ボランティアの育成や放課後児童クラブの安定的運営に取り組み、地域で安心して子育てができる環境の整備を推進します。

また、「築上町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭・行政・地域・職場・各種団体などがそれぞれの機能に応じた役割を果たし、相互に連携した子育て環境づくりを進めます。



3 社会福祉

～誰もが自立した暮らしをしていくために～

現状と課題

現 状

本町では、地域福祉において、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などが中心となって、地域の実態やニーズの把握や訪問活動をおこなっています。

さらに、関係機関との連絡調整などにも取り組んでいます。

また、障がい者への支援においては、社会参加と自立促進のために、指定相談支援事業所との連携による障がい者相談や、重度心身障がい者へのタクシー券の助成、生活環境の整備、就労、相談支援をおこなってきました。

さらに、子育て支援センターの子育て事業「こあらサークル」では、発達に不安がある未就学児を対象にした言語聴覚士、作業療法士による相談や助言及び訓練をおこなうなど、保護者の不安解消と適切な対処に努めてきました。

近年、働いているにもかかわらず生活が立ち行かないワーキングプアやひとり親世帯などの貧困問題が深刻化し、本町における生活保護世帯の割合は3.14%（平成27年度）と京築地区の中で最も高い状況です。

課 題

発達に不安がある子どもへの言語聴覚士や作業療法士の相談対応は常に必要であり、資格を持つ専門員の確保が求められます。

障がい者を支える家族の高齢化、障がい者に対する社会や住民の理解も十分とはいえず、障がい者が安心して日常生活を送ることができる取組みが必要です。

また、発達や障がいに不安を抱く保護者や本人、生活困窮者などが町の相談窓口などを利用することに抵抗を感じているケースは少なくありません。「築上町地域福祉計画」によると、約4割の方が「身近な相談窓口の充実」を望んでおり、民生委員、児童委員や地域と連携し、個別の対応による声掛けをおこなっていくほか、利用しやすい窓口相談や相談員の知識の向上を図る必要があります。

さらに、福祉に関する施策は多岐にわたり、施策により窓口が異なるなどで情報入手が困難な面もあるため、広報紙や回覧板以外の手段による情報提供の検討も必要です。

障がい者やワーキングプア、ひとり親世帯など、就労状況に困難を抱える家族へのサポートや、子どもが学習できる環境を整備していく必要があります。

施策と方向性

身体的、精神的、経済的に不安や悩みを抱える人に対して、個々の声を拾い、個別に求める対応を継続的にこなっていきます。

また、地域の理解や協力を促す支援体制の構築を進め、住民が相互に尊重し合い安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

具体施策

1 地域で暮らしやすい環境整備

年齢や職業、障がいの有無にかかわらず、お互いを知り、交流を通して地域福祉や障がいに対する理解を深め、適切かつ必要な配慮がおこなえる交流の機会を充実します。

また、関係機関の役割を生かした共助の福祉や協働、地域の支え合いの体制づくりなど、地域福祉の取り組みを推進します。

また、高齢者、障がい者、乳幼児を連れた人も利用しやすい施設の整備とわかりやすい情報提供を推進します。

さらに、機能の回復や向上、体力の増強を図るとともに、障がい者を支えるボランティアの担い手の育成を図り、地域活動や障がい者スポーツ活動などへ参加しやすい環境を整えて、家族とともに自信をもって自由に楽しく活動できる機会を広げます。

2 社会福祉サービスの充実

県や関係機関との連携により、生活困窮者や障がい者などへの相談体制や一般就労・福祉的就労支援などを充実させて雇用率の増加やサポートの向上を図ります。

さらには貧困の連鎖を断ち切り、子どもや若者の未来を拓くための学習・進学支援体制を整えます。

また、各種福祉サービスを適切に利用できるよう周知を図り、利用促進に取り組みます。

4 高齢者福祉

～高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、
自分らしい暮らしを続けるために～

現状と課題

現 状

本町において、高齢化率は上昇を続けており、平成 27 年度末では全国の割合を上回る 32.95%でした。一人あたりの介護給付費も 265,741 円で全国・福岡県の平均を上回っている状況です。このような中、本町では、高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって、充実した生活を営むことができるように「元気はつらつ教室」、「脳若トレーニング講座」などの一般介護予防教室や地域ごとの「ふれあい健康サロン」の実施、「老人クラブ連合会」の活動などを推進しています。

介護を要する状態になっても住み慣れた地域での生活を送ることができるよう地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談窓口としての機能を担うだけでなく、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスを切れ目なく受けることができる体制づくりにも取り組んでいます。

さらに、認知症対策として認知症・介護相談会や認知症サポーター養成講座の開催、並びにオレンジカフェきづきを開設し、認知症についての正しい知識の普及啓発や認知症の方や家族への支援をおこなっています。

課 題

町内関係機関で実施している高齢者支援事業が多岐にわたっており、今後は、更なる情報共有や健康づくり事業などとの連携による事業の棲み分けや効果的な事業推進が必要です。

また、高齢化が進み介護を必要とする住民が増加する中で、核家族化による一人暮らし高齢者や老老介護も増加しています。このような中、経済や生活など様々な面で支障が出てきており、町の実態にあわせた総合事業を創出していく必要があります。

一方で、近年、退職後の元気なシニア層が地域で増えています。こうした方々がこれまで培ってきた豊富な経験や知識を生かして、地域活動に貢献していく機会の創出も重要です。地域リーダーとして活躍し、地域の支援が必要な方を支える仕組みづくりを進めていく必要があります。

施策と方向性

高齢者への各種支援の充実を図るとともに、高齢者が生きがいをもった自分らしい暮らしを地域で支えていくための各種施策を推進します。

また、これから高齢世代になる人に向けた地域での体制・連携強化や情報の共有・発信を充実させていきます。

具体施策

1 生きがいづくりの支援

高齢者の閉じこもりを防止し、高齢者が積極的に介護予防や自発的な活動に取り組めるよう支援し、社会参加の機会や充実した生活を営むことができる場所づくりをおこないます。

また、元気なシニア層を中心とした地域住民が、主体的にボランティア活動などに取り組める環境整備に努めます。

2 地域包括ケアシステムの構築

「築上町高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムを整備します。

また、高齢者の実態把握をおこない、必要なサービスの見直しや創出をしながら、住民や関係機関、ボランティアなどにより高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めます。



1 教育

～子どもたちの学習意欲の向上と、
家庭と地域と学校が一体となった教育環境を構築していくために～

現状と課題

現 状

就学前教育では、「私立幼稚園就園奨励費」を交付するなど幼稚園教育の推進を図り、保育園においても就学に向けた準備段階における教育や人格形成の視点を踏まえた保育をおこなってきました。

学校教育では、小学校8校、中学校2校の体制を継続し、郷土に誇りを持つ取組みとして総合的学習の時間を活用した「ふるさと学習」をおこない、タブレット端末や電子黒板を活用したICT教育や築上塾（土曜講座）の開講など、学力の向上に向けた施策に積極的に取り組んでいます。

また、学校、保護者、地域が一緒に考え、協働しながら「地域とともにある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクールを導入することで、地域と学校の一体的な活動により地域交流の拡大が期待されています。

教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のため、専門教員の増員や特別支援学級の設置に積極的に取り組んでいます。

また、子どもの頃から生きる力を養い、健全な生活習慣を意識させるため、自分で作るお弁当の日を実施に加え、地産地消や循環農業を取り入れた自校式米飯給食などで食育の推進もおこなっています。

課 題

近年、核家族化や少子化の進行、共働きやひとり親家庭の増加により、子どもの発達にとって重要な他者とのコミュニケーションの機会が大幅に減少してきました。

家族構成や個々のライフスタイルの変化から、これまで家庭環境においておこなわれてきた子どもの基本的な生活習慣やしつけなどを教育現場に求めるケースも増えており、教員の負担が増加しています。

教育現場では、ICTを活用した教育の推進における機器の操作や専門的な知識を有する職員、情緒不安定な子どもに対処できる専門職員など、各分野に精通した人員の不足が課題となっています。

今後予定されているコミュニティ・スクールの導入に伴い、更なる学校、家庭、地域、教育行政の連携が求められることはもとより、情報提供などの工夫や参加者が固定化されない運営方法など慎重な対応が求められます。

施策と方向性

子どもたちが授業や体験学習など幅広い教育を受けられる環境を充実させ、築上町に住んでいることを誇れる教育に取り組みます。

さらに、家庭、地域、学校が協働して地域とともにある学校づくりのため、コミュニティ・スクールを活用します。

具体施策

1 心と体の健康を育む教育・体験学習の推進

郷土学習、スポーツ、食を通じた心身の成長を育み、特別な支援が必要な場合など、個に応じた適切な教育を目指します。

また、教員、地域、幼保小中高の園児、児童、生徒が交流・連携する機会を充実させ、尊敬やいたわりの心の育成をはじめ、地域や将来のネットワークを築く取組みを推進します。

2 教育内容・体制・施設の充実

地域の状況を踏まえ、コミュニティ・スクールの充実により、家庭、地域、学校が教育課題を共有し地域に根差した学校づくりを行います。

また、教員の体制、専門員の配置、研修機会などを充実させ、教育内容や支援体制の向上を図るとともに、施設・設備などの整備や学校規模の適正化の検討などにより児童、生徒が授業に集中できる環境を整えていきます。



2 歴史・文化

～伝統文化、歴史的施設の保存継承と観光資源として活用していくために～

現状と課題

現 状

本町の歴史・文化への関心・理解を広める活動として、築上町歴史散歩ホームページの開設と宇都宮氏を中心とした広報活動などで町の歴史・文化の紹介やイベント、講座などの情報発信をおこなってきました。平成27年には旧藏内氏庭園が国指定名勝となり、さらに、国の文化審議会より銅像広場や貴船神社参道なども追加指定するよう答申されています。

また、平成28年に豊前神楽が国の重要無形民俗文化財に指定されるなど、近年、本町の文化財に注目が集まっています。

また、北部九州の五街道の一つである中津街道や安武地区の街並みをはじめ、黒田官兵衛の九州攻めに蜂起した宇都宮氏家臣後裔の古民家などの調査や古民家再生事業として古民家レストランなどの事業を実施するなど歴史遺産を保存活用する取組みを進めています。

課 題

豊前神楽が国の重要無形民俗文化財に指定されたことに伴い「福岡県豊前神楽保存連合会」が設立されましたが、町内に現存する7つの神楽団体全ての連合会加盟を目指すとともに、引き続き保存継承活動を支援していく必要があります。

少子高齢化や若年者の転出などにより、今後神楽をはじめとする伝統文化の活動や継承が難しくなることも予測されます。そのため、子どものうちから地域の伝統文化にふれる機会を増やすなど、継承者の育成と確保が求められます。

観光需要の高まりやインターネットの普及などで情報発信は進んでいるものの、現地における文化財などの位置がわかる看板・案内標識の整備が十分でないため、町外から訪れる観光客などへの周遊ルートが整っていない状況です。

また、文化協会や郷土誌会をはじめとする住民主体の活動は活発におこなわれているものの、一部で会員の高齢化や新規加入者の減少などが進み、次代を担う後進の育成が求められます。

施策と方向性

これまで大切に守られてきた町の誇りである伝統文化、歴史をこれからも後世に残していくための取組みを進めていきます。

また、住民や町を訪れた人が築上町の文化と歴史を肌で感じ、学びの機会となるための更なる各種整備を進めます。

具体施策

1 文化関係団体の育成・支援及び無形民俗文化財の伝承と人材育成

各種団体の支援をはじめ、各人が生涯にわたって学び、文化活動などに携わる機会を充実させ、後世への伝統文化の継承を推進します。

また、町内外への情報発信を強化し、地域住民が文化活動などの取組みに対して達成感、充足感を体感できるよう整備を進めていきます。

2 歴史・文化にふれる機会や魅力あるまちづくり

町内に埋もれている歴史的価値が高いものを掘り起こし、既存の文化財なども含めた一体的な活用と町内に標識やガイドを新設するなど有効な情報発信の検討をおこない、その他の資源も含めたストーリー性のある施策を推進します。

また、文化財を観光や学校教育、生涯学習に活用するとともに、住民が身近に文化にふれられ・創ることができる機会を創出し、町全体で歴史・文化意識の高揚を図っていきます。



3 生涯学習・スポーツ

～学びや体験、運動を通して住民の余暇が充実したものになるために～

現状と課題

現 状

本町では、文化、芸術、学習の機会において、築上町中央公民館や築上町コミュニティセンターソピアを中心に、生涯学習関連の講座の実施や、文化協会、郷土誌会などをはじめとする各種サークル・団体が実施する文化祭やイベントを支援してきました。

また、築上町文化会館コマーレで講演会やコンサート事業をおこなうなど、住民が学習する機会を創出する活動も推進しています。

さらに、図書館運営に関しては、北九州・京築地区や中津市と相互利用協定を結び、生涯学習の場の拡充に努めています。

運動については、体育協会を中心に競技スポーツや地域スポーツが盛んにおこなわれているほか、自治会対抗のグランドゴルフ大会など、地域交流の一環として取り組んでいます。

また、運動施設の整備や、各種スポーツ団体、指導者に向けた研修会や講習会をおこなうとともに、平成25年度からNP0法人化した総合型スポーツクラブ「しいだコミュニティ倶楽部」の活動を支援するなど、スポーツの振興に努めています。

課 題

人口減少や高齢化の影響もあり、各生涯学習団体においてメンバーの高齢化が進行しています。そのため、今後も活動を継続していくために次世代リーダーの育成と新規会員の参加を促すなど、メンバーによる自主的な活動が継続できる体制づくりが望まれます。

図書館の利用状況においては、町内にある築上町図書館では図書が収容できる量を上回る状況にあるほか、学習や読書ができるスペース及びインターネットや視聴覚設備の整備不足、図書館司書の人員不足などあらゆる面で根本的な見直しが必要です。

スポーツ施設では、複数の施設が各所に点在していることで維持管理の効率が低下していることや、施設の老朽化が課題となっています。

また、利用申込みの受付時間が施設ごとに異なるなど、運用面の見直しと利用者のニーズに応じたサービスの改善を図る必要があります。

施策と方向性

住民の学びの意欲や創造力を育むために、現状を見直して適切な環境の整備を進めます。
また、住民が健康で元気に、気持ちよく暮らしていけるように必要かつ適度な運動ができる施設や場所の整備をおこないます。

具体施策**1 生涯学習の振興**

社会教育やレクリエーションなどを通して、生涯の中であらゆる学習をおこなえる機会や場を創出し、その成果を適切に生かすことのできるまちづくりを推進します。

また、生涯学習団体が個々の活動を継続できるような体制づくりや支援を検討します。

2 スポーツの振興と施設の整備

スポーツに携わる機関、団体などと協力し、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの普及と生涯スポーツの推進を図ります。

また、スポーツ施設の改修や運営方法の検討、指導者の確保・育成、団体の設立などへの支援体制の強化を図り、体育施設の利用促進などに努めます。

3 図書館の充実

住民に親しまれる図書館施設の整備や運用を検討し、住民の要望が強い図書の充実、学習スペースの確保などに努めます。

また、図書の利用促進につながる施策を推進します。



4 青少年の健全育成

～子どもたちが夢と希望をもって健全に育っていくために～

現状と課題

現 状

本町では、青少年町民育成会議が中心となり地域の関係団体と連携し、夜間巡回や子育て講演会の実施、未成年者が酒・たばこに手を出さないよう町内販売店への指導など、青少年が健全に成長できる環境づくりに努めています。また、ジュニアリーダー研修では、野外調理などを通してチームワークを学び、子どもの食生活改善の取組みとして、子どもを対象としたわくわくクッキングを実施するなど、子どもたち一人ひとりの生きる力の養成に努めています。

そのほか、築上町コミュニティセンターソピアを利用したアンビシャス広場を開設しての異なる年齢の児童、生徒や地域の大人たちと同じ時間と場を共有し、その中で遊びやコミュニケーション、学習など様々な体験やふれあい活動ができる取組みを実施しています。

課 題

近年、核家族化や少子化に加え、子どもたちは幼少期からの習い事、ゲームなどに時間を多く取られ、家族や友達と遊ばずに一人でいる時間が増えています。こうした事情から、子どもが家族や身近な人、ひいては地域とのつながりが薄れてしまい、コミュニケーション能力の低下につながる可能性が懸念されています。

このような中、子どもが地域に関われる機会の一つとして子ども会が構成されていますが、年々役員の担い手が不足する状況により会を解散するなど、子ども会がない地域がみられるようになりました。

また、子ども会によっては「築上町子ども会育成連絡協議会」に加入しないケースもあり、子ども会どうしの連携や情報共有も難しくなっています。

さらに、インターネットなどを通じた青少年に対する有害な情報発信や、少年による粗暴な事件、いじめなどの事例は少なくなっているものの、根絶までには至っていません。

施策と方向性

本町で暮らす子どもたちが“社会を生き抜く力”をもち、町に誇りをもって将来この町で暮らしたいと思えるよう、地域資源を生かした取組みを推進します。

具体施策**1 青少年の健全育成**

家庭教育相談などによる子どもと保護者のつながりを育む取組みや、青少年町民育成会議などへの活動支援をはじめ、支援体制の充実やサポート活動を推進します。

また、青少年の育成に携わる指導者の育成に努め、地域活動やスポーツ活動などを通して、ジュニアリーダーの育成や子どもと地域の関わりを充実させるなど、地域に根ざした青少年活動の推進を図ります。

さらに、家庭、学校、地域と連携し、インターネットをはじめとする有害な情報に対する啓発活動を推進します。



1 都市基盤整備

～全ての暮らしに関わるエリアがより便利に、利用しやすくなるために～

現状と課題

現 状

本町では、椎田地区の市街地を中心とした都市計画区域と、築城地区の市街地及び隣接する農地部を中心とした準都市計画区域が指定されています。

また、平坦地の農地は、そのほとんどが農用区域に指定されており、開発行為の許可が必要ですが、高塚地区や JR 築城駅周辺部などの農用区域に指定されていない農地については開発可能な地域となっています。また、都市基盤づくりについては、「築上町都市計画マスタープラン」に基づき、計画的に進めています。

平成 20 年に県道 32 号犀川豊前線、平成 28 年には東九州自動車道が全線開通し、本町にも 3 つの IC が設置され、遠方への外出や物流において時間の短縮が図られました。

公共交通機関では、コミュニティバスの運行開始や路線バス寒田線のほか、近隣市町と連携してバス事業を展開するなど町内外への交通手段の確保に努めています。

課 題

合併以前の中心地としてのにぎわいを担ってきた JR 椎田駅と築城駅の市街地活性化と生活拠点の形成が必要です。また、椎田駅前の県道拡幅計画や多目的な公共施設の建設にあわせ利便性が高い市街地形成を図ることが求められます。

東九州自動車道の開通により、椎田道路のバイパス機能が失われ、国道 10 号や主要地方道椎田勝山線に渋滞がみられるようになり、円滑な流通基盤の構築や通勤、生活交通の改善が求められています。

土地利用に関しては、国土利用計画が策定されていないため、町全体の統一的な構想がなく、都市計画道路においても JR 椎田駅を中心とした都市計画区域内の幹線整備について、未着手部分が残っており引き続き計画的な進捗が期待されます。

公共交通においては、JR の乗降客数も経年的に減少しており、コミュニティバスも各路線で十分な運行が確保されておらず、JR の駅を含めた施設などがバリアフリーに対応していないことも課題となっています。

施策と方向性

町の玄関口である駅周辺を住民にとってさらに利用しやすくするために整備します。また、市街地と各スポットを結ぶ交通網の見直しを図り、利便性を向上させます。

具体施策**1 都市計画・道路整備**

駅周辺の整備を中心に、交通網の見直しを図り、複合的で利便性の高い新たな市街地形成を推進します。

また、地域及び社会情勢を踏まえ、土地の区域設定の見直しもおこない、町の発展に努めます。

2 公共交通機関の利便性向上

コミュニティバスを含むバス事業については、住民のニーズに沿った運行の見直しを検討し、また、公共交通機関の連携などによる総合的な交通体系の強化を図り、広域的な人の流れの創出に取り組みます。

また、駅前駐輪場や駐車場、公共交通機関におけるバリアフリー化の推進などにより、住民の足の利便性を向上させる取組みを推進します。



2 農林水産業

～町のちからの源である農林水産業を活気づけるために～

現状と課題

現 状

本町の基幹産業である農業は、水稻・麦・大豆などの土地利用型作物を中心に、一部地域の農家で収益性の高いレタス、スイートコーン、いちごなどの栽培が盛んにおこなわれています。

近年では、町内外での販売促進事業を通して町内農産物のPRを推進する一方、生産者が農産物に値段を付けて販売する直売所への出荷が増加しています。

また、農家の数は年々減少傾向にあります。組織経営体への経営改善の支援、青年就農給付金を活用した若い新規就農者の確保と育成、し尿を液肥化した資源循環型農業の推進などにより、農業経営者としての質を高める取り組みや、環境にやさしい取り組みをおこなっています。

漁業においては、沖合漁港を整備し、出漁機会の増加や係留時の安全確保、労働環境の改善を図りました。また、近年では、アサリ稚貝の放流やアサリ貝の生息状況調査、養殖研究費の助成をおこなうなど、椎田アサリのブランド復活に向けた取り組みをおこなっています。

林業では、国見山林道の整備や森林組合との連携による間伐の実施、京築ブランド館を活用した京築ヒノキをはじめとする製材・加工品の販売などをおこなっています。

課 題

本町の農林水産業従事者は年々高齢化や減少が進んでおり、後継者の確保・育成に向けた各種取り組みを実施しているものの、現時点では十分な成果が得られていません。農林水産業に従事しながら生活し続けていくためには、農林水産業に関する支援だけでなく、商業、物流などのほかの有効な施策と連携した取り組みをおこなうことが必要です。

また、今後、持続して農林水産業に取り組める環境と自立できる農林水産業を進めていくためには、ほ場整備をはじめとする基盤の整備や荒廃農地の再生利用と農地等利用の最適化の推進、体験型事業と6次産業化の推進など、多角的な施策やこれまで実施できていない取り組みもおこなっていく必要があります。

さらに、生産技術の向上や品質の統一を図り、ブランド化によるPR活動の強化と生産者による独自の販売方法の確立及び実施に向けた支援が求められます。

施策と方向性

農林水産業の置かれているそれぞれの現状を把握し、生産者が今よりももっと働きやすくなるための各種環境整備をおこないます。同時に、生産者一人ひとりが将来を見据えた産業環境の改善を図っていくための体制づくりを支援します。

具体施策**1 多様な担い手の育成**

各分野のリーダーが次世代リーダーを育成する体制づくりを検討するとともに、自立した力強い農林水産業を進めていくため、新規就業を含め農林水産業経営者の育成に取り組みます。

2 強い産業に向けた環境整備

農地の集積化や、未整備田で作業効率の悪い農地の大区画化や、林道・作業道や漁業施設などのインフラ整備を推進し、地域の担い手が永続的に農林水産業をおこなえる環境づくりを推進します。

また、有害鳥獣などによる農林水産物への被害を軽減する取組みや液肥施設の増設、液肥散布地の拡大などにより生産コストの削減を図ります。

3 自立できる産業の推進

築上町産の農林水産物をPRする場や、生産者と消費事業者をマッチングする機会の創出をおこないます。

また、組織経営体の規模適正化や新たな製品の開発として6次産業化への支援、農林水産物のブランド化を推進し、農林水産物の付加価値を高め、生産者の所得の向上を図ります。

さらに、生産者が自ら考えた新たなことにチャレンジする体制の強化を図ります。

3 商工業

～ヒト・モノ・カネを循環させ、新しい価値を創出していくために～

現状と課題

現 状

コワーキングスペースの整備、京築地区4商工会及び4町で構成する4K京築創業応援団を発足するなど、起業の初期投資を抑える施策や相談体制の構築に取り組み、起業のハードルを下げる施策をおこなってきました。

また、日奈古グラウンドへの企業誘致と町内における働く場所の創出をおこなっています。

商業については、この10年間で椎田勝山線や国道10号線沿いにコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターなどの開店が続きましたが、スーパーの閉店が相次ぎ、日常生活品が購入できる身近な買い物の場が失われました。

また、椎田、東築城、築城と駅周辺の地域において、個人事業所の減少が続いています。

町内における既存企業の育成においては、情報交換会を毎年開催するなど、企業間、そして企業と地域が交流できる機会を定期的 to 実施しています。

課 題

日奈古グラウンドへの企業進出により、企業を誘致するための企業適地が減少したため、新たな企業適地の検討及び選定を早急におこなう必要があります。

また、これまで町に進出した企業と地域との関わりが薄く、地場企業のPRをおこなう場がないため、新たな人材の確保に課題が生じています。

店舗の出店が駅周辺を中心地から外れた地域に相次いだことから、人の流れが駅周辺から郊外へと加速し、商店街のにぎわいの喪失が顕著に現れています。

また、日用品の購入に利用されてきた店舗の閉店により、近隣住民の生活に大きな影響がありました。

山間地はもとより、市街地においても身近に買い物ができる場が少なくなっており、移動に支障がある高齢者などの買い物難民への対応が求められています。

施策と方向性

地域ごとの特性を生かし、町に適した新しい企業の誘致に取り組みます。

また、住民が買い物をしやすい環境づくりを見直し、町外からも訪れやすい観光要素を含んだ市場づくりを進めます。

具体施策**1 積極的な企業誘致**

新たな企業適地の選定をおこない、企業がすぐに進出できる体制づくりを推進します。

また、工場など大規模な土地を必要とする企業に限らず、IT系企業などのオフィス業務を中心とする企業へも築上町の魅力を伝え、誘致できるよう条件を充実させていきます。

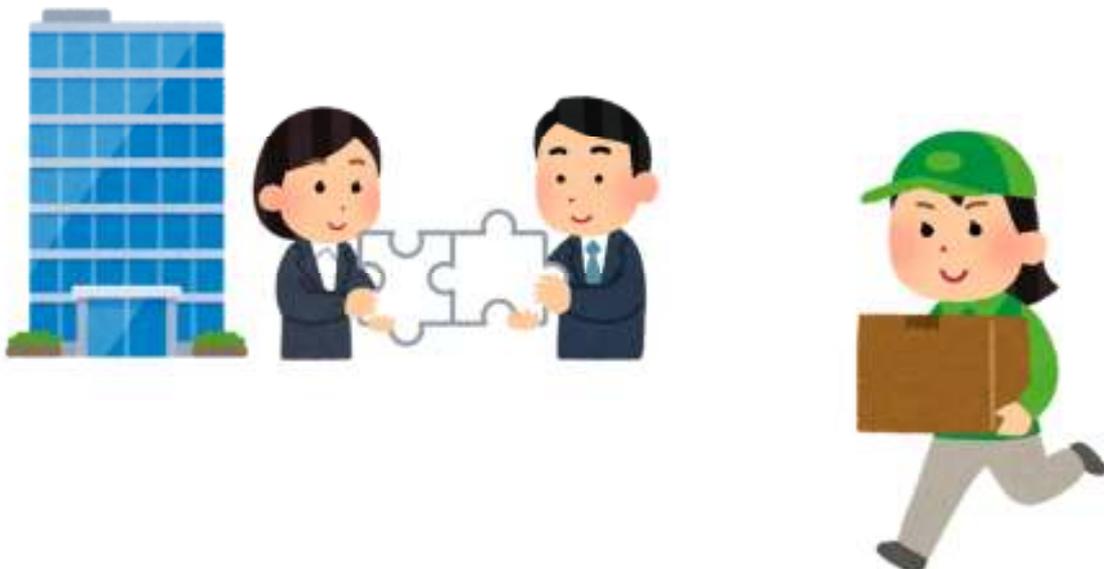
2 起業、企業への支援

商業をはじめ起業を志す方にセミナーの開催や相談窓口の一本化などの支援策を推進します。

また、既存企業に対しても住民への周知の場を提供し、人材の確保や周辺環境の整備など、本町で継続していける環境づくりを推進します。

3 地域にあわせた商業環境の整備

交通弱者も身近に買い物ができるような環境の整備、宅配サービスなどの充実を推進します。



4 観光

～町の魅力を更に引き出し、住民の自信と誇りにしていくために～

現状と課題

現 状

町内には、綱敷天満宮をはじめ、本庄の大楠や旧藏内邸など歴史・文化的価値がある観光資源があり、大河ドラマ「黒田官兵衛」の放送時には、黒田官兵衛の最大の宿敵として宇都宮氏やゆかりのある観光地のPRをおこなってきました。

また、観光協会がNPO法人化するなど、観光推進の体制が整備されつつあり、各地域おこし活動グループによるちくじょう祭やもみじ祭などのイベントが年間を通して各地で実施されています。こうした活動への支援をおこないながら、自立的なイベント運営により地域の活性化が図られています。

さらに、本町は航空自衛隊築城基地があることから、航空祭などのイベントをはじめ、観光協会と基地との連携による特産品「隊員食堂カレー」の販売など、基地を生かした観光も進めてきました。

課 題

本町の観光資源はスポット的なものが多く、相互に補完し周遊性を高める取組みがなされていません。そのため、町内の滞在時間が短く、宿泊や飲食、特産品の販売など地元経済への効果につながっておらず、町内観光資源の連携や新たな観光資源の発掘、魅力ある広域的な周遊ルート(モデル・ルート)を確立するための取組みが必要とされます。

また、本町の知名度やイメージの向上を図るための効果的なPR手法や魅力あるコンセプトを検討するとともに、観光資源に対する住民への認識を深め、ふるさとを誇れるような観光行政を推進していく必要があります。

さらに、町内には観光資源に関する標識や案内板などの設置が不十分であり、観光客などにストレスを与えない対策が求められます。

イベントなどにおいては、各団体が個別でおこなっているため、日程が重なって集客が分断されることもあり、今後は効果的なイベント運営や調整が必要です。

施策と方向性

各地に残る伝統文化や観光資源の本質を見つめ直し、誰もが魅力的に感じられるよう資源の質を更に高めていきます。

また、観光資源を時代に沿った適切な手段でPRし、集客できる取組みをおこないます。

具体施策**1 観光資源の整備**

農林水産業などの体験型観光資源の整備と、飛行場のある町としての新たな観光施設の整備や商品の創出をおこないます。

また、赤幡、寒田以外の神楽団体の無形文化財への追加をはじめ、本町の豊かな自然を中心とした観光資源の魅力向上に努めます。

2 観光ネットワークの構築

歴史・文化・史跡・伝統芸能・食・農林水産業などを融合させたストーリー性のある観光ブランディングをおこない、長時間滞在可能な魅力ある観光ルートの構築を推進するとともに、年間を通して観光客が訪れるように努めます。

また、標識やパンフレットなどの情報発信媒体を充実させ、魅力的でわかりやすい観光案内を強化し、旅行会社やマスコミなどとの連携による、積極的な観光PRをおこなう体制の整備を推進します。



1 自治体運営の健全化

～行政事業の効率性と効果を高め、町の運営をよりスムーズにするために～

現状と課題

現 状

平成19年3月に行財政改革として集中改革プランを策定し、職員数や給与カット、機構及び補助金などの見直しをおこない、その他経費の削減や国・県の補助金や有利な起債を活用するなど、歳出抑制と財源確保に取り組んできました。その結果として、平成27年度末までに、職員数は246名から203名へ、町の借金は178.5億円から140.3億円へ、貯金にあたる基金も14.2億円から55.0億円へと合併直後に比べて着実な改善が図られました。

これまで以上に、自治体として推進していく必要がある事業を見極め、住民への質の高いサービスを提供することが求められており、平成28年に築上町人材育成基本方針を策定して事務効率の向上や職員の人材育成に努めています。

課 題

合併優遇措置期間の終了により、平成28年度から32年度までに段階的に地方交付税が減少し、さらには、特定防衛施設周辺整備調整交付金における合併算定の終了による歳入減が予想されます。

また、築城中学校の建て替えや有機液肥製造施設、保育所建設事業への着手と建設後50年以上を経過した役場庁舎をはじめとする老朽施設の建て替え及び改修などで、大規模な歳出が予測されます。そのため、新たな公共施設の建設にあたっては、今後の財政状況を踏まえた計画的な建設方針も必要です。

さらに、経済状況の悪化や人口減による歳入減に加え、少子高齢化により住民福祉の増進を図るための扶助費等の経費増大も見込まれるなど、より一層の歳出削減と新たな歳入確保による財政の健全化が求められます。

合併から10年経過したものの、公有財産の整理が進んでおらず、施設の管理運営に係る業務、経費及び組織の見直しが必要です。

近年では、団塊の世代などの大量退職による職員の入れ替わりにより、若手職員の早期の育成が求められているほか、住民の視点に基づいたコストを意識した効率的な行財政運営をおこなっていく必要があります。

施策と方向性

限られた町財政を資源として、これからもより良い町としていくために引き続き財政の健全化を図っていきます。そのために、自治体組織の体制から見直し、行政事業の効果と効率化をより意識した取組みをおこないます。

具体施策

1 財政の改革

社会情勢や人口減少などを踏まえ、組織や職員数をはじめとする人件費、総合的な事業の見直しなどを図り、財政の健全化を図ります。

国・県の補助金や有利な起債の活用、税金の確保や収納率の改善、新たな歳入の確保などに努めるとともに、財政健全化法及び公会計改革にのっとり財政状況の開示を進めるなど、将来にわたり財政の健全化に努めます。

2 効率的な行政運営の推進

定型事務のマニュアル化の推進や不要な事務の削減、業務分担の見直しをおこない、効率的な行政運営を図ります。

また、事務事業と施策の進捗や達成状況の管理をおこなうとともに、有識者などの意見を踏まえた行政運営に努めます。

3 組織体制の改善

社会情勢や町の重点施策の検討・実施にあわせ、組織体制や職員数の見直しをおこないます。

また、各課が連携して事業を実施できる体制の確立を目指します。

さらに、町の置かれている状況を全ての職員が認識し、職員一人ひとりが住民の立場に立って物事を考え、予算の適正執行や効率的で健全な行財政運営を実行できるような人材育成に努めます。

2 適正な公共施設の活用

～住民が利用しやすい適切な公共施設としていくために～

現状と課題

現 状

合併前の2町で所有していた施設は、合併後にほぼ当時のまま引き継ぎ、現在に至っています。そのため、一部の施設では、設置目的やサービス内容が類似しているものも存在しています。

また、本町の公共施設の多くは昭和40年代～50年代にかけて建設された施設が多く、今後の維持管理に多額の費用がかかることが見込まれています。

現在、「築上町公共施設等総合管理計画」の策定に取り組んでおり（平成29年3月末策定予定）、現状の施設や今後の方針策定、各施設の適切な管理を実施することが期待されます。

課 題

公共施設の利用状況については、社会情勢の変化などにより、公共施設の利用需要が変化していくことが予想されます。

本町の公共施設においても、庁舎をはじめとして築30年以上の建物が50%を超えており、老朽化や2町合併による類似施設の統廃合などの対策が求められています。しかし、重複する施設であっても、利用者の利便性が低下することから適切な施設の統廃合の方針決定が求められています。

また、施設も随所に点在していることから一括した管理が難しく、他の施設との連携などがおこなえないなどの課題もあります。

さらに、廃校となった施設なども一部利用にとどまっており、地域での利活用のもと機能できていない問題もあります。

こうした観点からも持続可能で最適な公共施設の整備・更新を図っていくために、今後は、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的におこない、財政負担の軽減・平準化を図りながら、住民にとって最適な公共施設の配置を実現していくことが求められます。

施策と方向性

町内における既存の各種公共施設の利用状況を見直し、住民にとってより利用しやすい施設となるよう改善を図ります。

具体施策**① 公共施設の有効な活用**

「築上町公共施設等総合管理計画」により、本町の現状と将来を見据え、適切な施設保有量や施設情報の一元管理及び公有財産の売却や受益者負担の見直しなど、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進します。

また、転用可能な施設を洗い出し、使用の可否や民間との連携も視野に入れた活用を検討するなど、有効な施設活用に向けた取組みを進めます。



3 広域連携

～様々な広域連携を強化し、町の機能を充実していくために～

現状と課題

現 状

消防・救急をはじめとする本町単独では実施困難なものについて、一部事務組合などにより運営をおこなってきました。また、福岡県や近隣自治体との共同事業などにより、効果的な各種施策の実施や、関係団体との交流などをおこなっています。

また、消防や観光における連携は比較的取り組みやすく、全ての自治体に同様な成果が得られますが、それ以外の分野では各自治体の方針や住民意識などが異なることから調整が難しいことと、共同実施の事業がもたらす恩恵に差があることから、実施に至らないものもあります。

課 題

各方面での連携を実施しているものの、連携事業においてそれぞれの取り組み内容が重複するものもあり、各組織の位置づけを整理する必要があります。

国の方針において、地方創生のためには他自治体との連携が重要な要素とされており、自治体どうしの連携により多様なニーズに対応した行政運営をおこない、住みやすい地域を目指していく必要があります。

また、厳しさを増す自治体の予算状況の中、単独での対応が困難な新たな事業も生じてくることが予想され、近隣自治体との連携がますます重要になってきています。

施策と方向性

近隣の自治体組織と連携し、それぞれの強みと弱みを補い合い、町の機能の充実を図ります。

また、全国の自治体とも情報共有をおこない、町の更なる発展に努めます。

具体施策

1 他市町村との連携の推進・強化

広域的に取り組むことで効率的、効果的な行政運営が図れるものについて、一部事務組合や各構想などにより連携や活用をおこない、国の支援制度などを積極的に活用しながら、合理的な事業を推進していきます。

共通の課題や施策において、全国の関連自治体との連携や情報共有を図り、各種課題解決に向けた事業の推進を図ります。

資料編

- 1 総合計画策定経過
- 2 総合計画策定経過（プロジェクト委員会）
- 3 築上町総合計画審議会条例
- 4 築上町総合計画審議会規則
- 5 審議会への諮問
- 6 審議会からの答申
- 7 築上町総合計画策定審議会委員名簿

1 総合計画策定経過

【平成 28 年】

日付	項目	概要
3月2日(水)	第1回築上町総合計画庁内策定委員会本部会	・総合計画基本構想にかかる意見の集約を実施
8月26日(金) ～9月9日(金)	住民アンケート調査	ニーズ把握を目的として、築上町在住の16歳以上76歳未満の方2,000名及び転入、転出届を窓口に申請された方を対象に調査を実施
9月24日(土)	第1回審議会	・築上町総合計画審議会について ・委員・事務局自己紹介 ・会長・副会長の選任 ・諮問 ・第1次総合計画概要について ・第2次総合計画の策定について ・策定スケジュールについて
9月30日(金)	住みたいまちづくり特別委員会	・策定方針・経過について ・素案(基本構想・基本計画)について
10月28日(金) ～12月7日(木)	町長、教育長、関係各課ヒアリング	現状や今後の方向性等の把握を目的として、町長、教育長、関係各課へのヒアリングを実施
10月29日(土) 11月5日(土)	ちくじょう未来づくり住民ワークショップ	ニーズ把握を目的として、築上町在住の方30名でワークショップを実施
11月25日(土)	第2回審議会	・アンケート調査結果について ・住民ワークショップ実施結果について ・町長、教育長ヒアリング結果について ・基本目標・政策大綱(案)について
12月5日(月)	築上町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正	議員提案により総合計画に係る基本構想の策定及び変更に関することが議決案件とされた

【平成 29 年】

日付	項目	概要
1月6日(金)	第2回築上町総合計画庁内 策定委員会本部会	基本構想、基本計画(案)について各課からの意見を聴取
1月11日(水)	第3回審議会	・総合計画素案について
1月25日(水)	第3回築上町総合計画庁内 策定委員会本部会	基本構想、基本計画(案)について各課からの意見を聴取
2月1日(水)	第4回審議会	・総合計画素案について ・第3回審議会からの意見について
2月6日(月)	築上町議会全員協議会	・策定方針・経過について ・素案(基本構想・基本計画)について
2月7日(火) ～2月20日(月)	パブリックコメント	素案に対する住民からの意見を募集
2月15日(水)	住みたいまちづくり 特別委員会	・策定方針・経過について ・素案(基本構想・基本計画)について
3月1日(水)	第4回築上町総合計画庁内 策定委員会本部会	基本構想、基本計画(案)について各課からの意見を聴取
3月1日(水)	第5回審議会	・パブリックコメント結果について ・総合計画素案について ・答申書について
3月3日(金)	答申	会長から町長へ答申を実施

2 総合計画策定経過（プロジェクト委員会）

日付	項目	概要
平成 28 年 9 月 23 日（金）	第 1 回プロジェクト委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト委員会の趣旨説明 ・第 1 次総合計画の検証について ・第 2 次総合計画の策定について ・策定体制・スケジュールについて 「将来目指すべき状態」について、ワークショップを実施
11 月 10 日（木）	第 2 回プロジェクト委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・前回プロジェクト委員会の概要報告について ・住民ワークショップの開催結果について ・施策体系（案）について 「築上町総合計画における将来像（基本理念）より、10 年後の“心と体の健康”を実現した状態」について、ワークショップを実施
12 月 11 日（水）	第 3 回プロジェクト委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート調査結果の概要について 「政策分野ごとの目指すべき状態、そこに向けた課題の抽出」について、ワークショップを実施
平成 29 年 3 月 28 日（火）	第 4 回プロジェクト委員会	「自治会を通じて、地域や個人の活性化を図るために、行政が支援すること」、「地域が自主的に活動を始めるために取り組むべきこと」について、グループワークを実施

3 築上町総合計画審議会条例

平成18年3月24日条例第198号

築上町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 築上町（以下「町」という。）の総合計画に関し、必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、築上町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(委員)

第3条 審議会の委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

3 町長は、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったとき又は心身等の故障により職務の執行ができなくなったと認めたときは、前項の規定にかかわらず、その委員を解任することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 築上町総合計画審議会規則

築上町総合計画審議会規則

平成18年3月24日規則第130号

改正

平成18年7月18日規則第137号

平成20年4月1日規則第17号

平成28年6月9日規則第31号

築上町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、築上町総合計画審議会条例（平成18年築上町条例第198号）第5条の規定に基づき、築上町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係官公庁の職員
- (2) 経済、労働、文化、医療等の団体及び公共的団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 町民
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員が被委嘱団体の役職を辞したときは、同時に委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年築上町条例第34号)に基づき支給する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年7月18日規則第137号)

この規則は、平成18年6月30日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月9日規則第31号)

この規則は、平成28年6月9日から施行する。

5 審議会への諮問

28 築企 第 092001 号
平成 28 年 9 月 24 日

築上町総合計画審議会 会長 様

築上町長 新川 久三

築上町総合計画の策定について（諮問）

築上町総合計画審議会条例第 2 条の規定により、第 2 次築上町総合計画の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

記

1 築上町総合計画について

基本構想 及び 基本計画

2 計画の前提条件

【将来像】

“自然と歴史・文化を育む、心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり

【計画期間】

平成 29 年度 から 平成 38 年度 まで

【目指すべき人口規模】

18,000 人

6 審議会からの答申

平成 29 年 3 月 3 日

築上町長 新川 久三 様

築上町総合計画審議会
会長 中村 信雄

第 2 次築上町総合計画について（答申）

築上町総合計画審議会条例第 2 条に基づき、平成 28 年 9 月 24 日付築企第 092001 号をもって諮問のあった標記の件について、当審議会で審議を重ね、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程及びアンケートなどを通して寄せられた多くの住民の意見を尊重のうえ、計画の適切な進行管理をおこない、特に次の事項に配慮されるよう要請します。

1. 庁内の情報共有や連携により着実に効果のある施策の推進に努めること。
2. 行政がおこなうべきこと、住民がやるべきことの整理をおこない、住民の理解や参画を求めていくこと。
3. 将来の財政状況を見据え、諸施策の必要性の精査と優先順位の比較検討をおこない適正な行政に努めること。
4. 町内外への情報の周知や魅力の発信を積極的におこない、住民などとの情報共有を図り移住・定住の推進に努めること。
5. 社会情勢の変化にあわせ、柔軟かつ適切に対応していくこと。また、定期的に計画の進捗状況・成果を審議会へ報告のうえ、適切な見直しをおこない、継続的な計画の推進に努めること。

町章

	<p>築上町の「ち」を、まちづくりの理念達成に対しておこる難問のハードルをクリアする人をイメージして形象化されたもので、躍動感が町の活力と発展を表現し、緑色は豊かな大地を表しています。</p>
---	--

町の花・木・鳥

	<p>町の花：梅（うめ） 「綱敷天満宮」は境内に 1,000 本の梅林を有し、「東の大宰府」として梅の名所です。また、梅は町内各地に植樹されており、住民にやすらぎを与え、親しみのある花です。</p>
	<p>町の木：楠（くす） 国指定天然記念物（大正 11 年指定）、日本三大楠、日本巨樹第 5 位の「本庄の大楠」は、住民に最も愛着のある樹木で、大楠にちなんだ行事も数多く実施されています。樹齢 1900 年の歴史ある大楠（楠）は文化の象徴であり、また、長生の樹木であるため、「長寿」の象徴でもあります。</p>
	<p>町の鳥：鶯（うぐいす） 町内に生息する鳥で、美しい鳴声で春を告げ、町の花「梅」にちなんだ鳥です。</p>

第 2 次築上町総合計画

平成29年3月

発行：築上町 企画振興課

〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2

電話：0930-56-0300（代） FAX：0930-56-1405

